

白浜町第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

白浜町

はじめに

町民の皆様には、平素より町行政全般にわたりまして、ご理解とご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

白浜町では、この度第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の策定を行いました。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、私たちを取り巻く環境は大きく変化しました。また、少子高齢化や家族形態の変化等に伴い、障がいのある方やその家族の方々の障害福祉サービスに対するニーズも多様化が進んでおります。

本計画では、これらの課題に向き合い、個々のニーズに応じた適切な支援を提供し、すべての町民が分け隔てられることなく互いを尊重し、地域社会全体で障がいのある方が安心して暮らせる支援体制の構築を進めてまいります。

今後も皆様と共に、地域福祉の向上推進に努めてまいりますので、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の作成にあたり貴重なご意見をいただきました白浜町障害福祉計画作成委員、白浜町障害福祉サービス事業所連絡会委員の皆様をはじめ、事業所ヒアリング調査等にご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

白浜町長 井瀬 誠

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の性格	5
第2章 策定にあたっての現状分析	7
1. 事業所調査結果	7
2. 方向性のまとめ	13
第3章 計画の目標・視点	14
1. 基本理念	14
2. 基本的な視点	15
3. 成果目標と活動指標について	16
第4章 第7期障害福祉計画	19
1. 成果目標・活動指標に関する数値設定	19
2. 障害福祉サービスの活動指標の設定	27
第5章 第3期障害児福祉計画	47
1. 成果目標の設定	47
2. 活動指標の設定	48
第6章 計画の推進方策と体制	52
1. 障害福祉サービス等利用支援体制の整備	52
2. 計画の推進体制の整備	53
資料編	54
1. 人口・世帯数	54
2. 障がいのある人の状況	55
3. 教育・保育の環境	62
4. 町内の障害福祉サービス事業所の状況	65
5. 白浜町福祉計画作成委員会要綱	66
6. 白浜町福祉計画作成委員会名簿	68
7. 策定経過	69



第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景と趣旨

近年、地域で障がいのある人が抱える課題は、高齢化と障害の重度化や、障がいのある人とその家族等が支援につながらないまま社会で孤立していく、いわゆる「8050問題」など、より複合化・複雑化し、地域コミュニティの希薄化や人口減少、超高齢社会化とも相まって、さらに深刻なものとなることが懸念されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴い地域の交流・見守りの場、障害福祉サービスを受ける機会が制限されるなど、特に障がいのある人を含め脆弱な立場に置かれている人々が深刻な影響を受け、障害福祉施策のあり方そのものが問われました。

国においては平成26年1月の障害者権利条約の批准とそれを契機とした国内法の整備・改正が行われてきましたが、批准から10年を経て改めて条約の目的である「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」について成果と課題を検証する必要があります。

本町では、令和3年3月に障害者施策の方向性を示す「第4期白浜町障害者計画」を策定し、「地域とともに誰もが自分らしく安心して生活できる まちづくり」を目指す将来像として取組を進めてきました。また、障害者計画のいわば実施計画にあたる障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、サービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図ってきました。

このたび、令和3年3月に策定した「白浜町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、新たに令和6年度を初年度とした「白浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、本町の障害福祉施策を計画的に進めていきます。

(2) 障害福祉施策にかかる主な関連法令の動向

◆障害者基本計画（第4次）以降の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
H30	障害者基本計画(第4次)策定	
	【改正】障害者雇用促進法	・障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わる
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化(地方公共団体)
H31	障害者文化芸術推進計画策定	・障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障害者による作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R1	【改正】障害者雇用促進法	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
R2	【改正】障害者雇用促進法	・事業主に対する給付制度、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度※)の開始 ※共に進む(ともにすすむ)を由来に、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待する制度
R3	【改正】障害者差別解消法	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	医療的ケア児支援法の施行	・子どもや家族が住んでいる地域に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
R4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障害者が障害の種類や程度にあったコミュニケーション手段を選択できるようにすることを規定
R5	障害者基本計画(第5次)策定	
R6	障害者総合支援法の改正・施行	・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、多様な就労ニーズに対応するため「就労選択支援」を新規創設 等

(3) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

障害福祉計画・障害児福祉計画に関する国の基本指針の見直しのうち、市町村計画に関するポイントは次の通りです。

○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障害を有する者への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記

○福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
- ・就労選択支援の創設への対応
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組の推進

○障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
- ・障害児入所支援施設で成人する児童にふさわしい環境への円滑な移行推進

○発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニング等、家族に対する支援体制の充実及びプログラム実施養成者の推進

○地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化

○障害者等に対する虐待の防止

- ・ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

○「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進

○障害福祉サービスの質の確保

- ・ 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・ データに基づいた、地域における障害福祉の状況の正確な把握
- ・ 障害(児)者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握

○障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

2. 計画の性格

(1) 法的根拠

■ 白浜町第7期障害福祉計画:3年間(令和6年4月1日から令和9年3月31日まで)

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。

■ 白浜町第3期障害児福祉計画:3年間(令和6年4月1日から令和9年3月31日まで)

児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

◆障害者計画との関係性

障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけ

<障害者計画>

障害者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

本計画

<障害福祉計画>

障害福祉サービスの提供に関し、必要なサービス量の見込みやその確保の方策などを定めた実施計画という位置づけになります。

<障害児福祉計画>

障害児通所支援及び障害児相談支援のサービス量の見込みやその確保の方策などを定めた実施計画という位置づけになります。

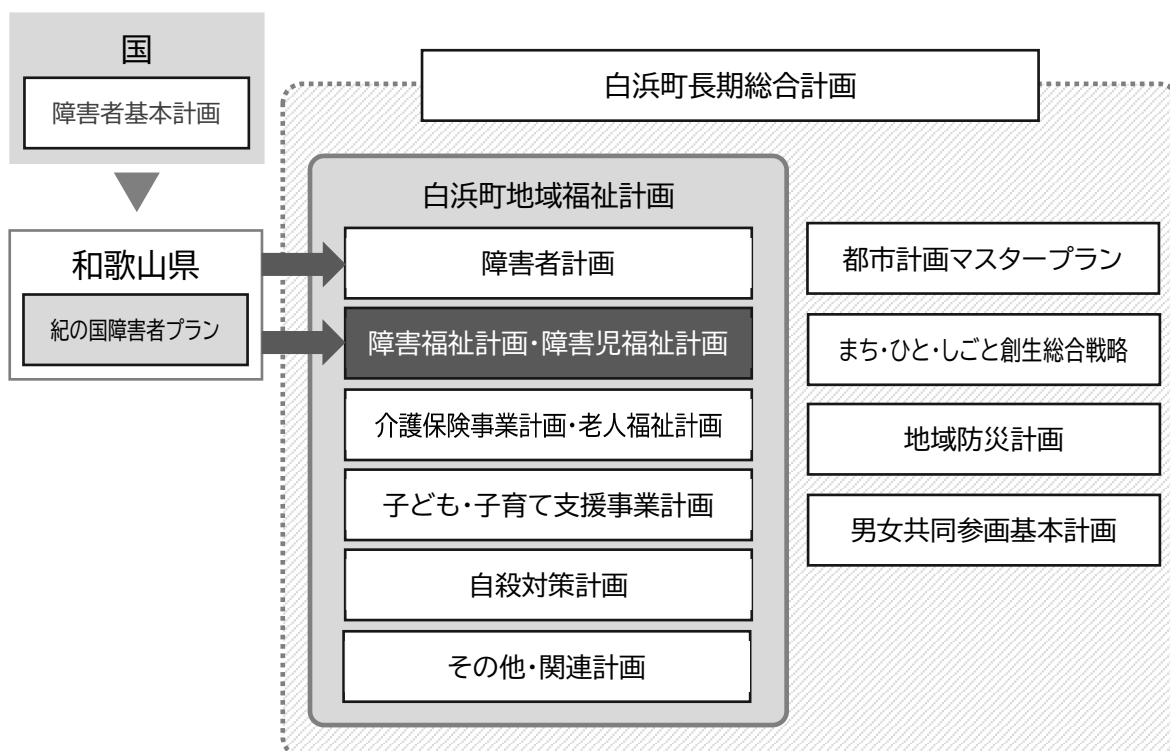
(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画	第4期計画					
障害福祉計画		第6期計画		第7期計画		
障害児福祉計画		第2期計画		第3期計画		

(3) 他計画との関係

この計画は、「白浜町長期総合計画」を上位計画とし、「白浜町地域福祉計画」の障害福祉分野の個別計画として、「障害者計画」、「介護保険事業計画及び老人福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「自殺対策計画」との整合を図りながら策定するものです。



第2章

策定にあたっての現状分析

1. 事業所調査結果

(1) 調査結果概要

調査の目的

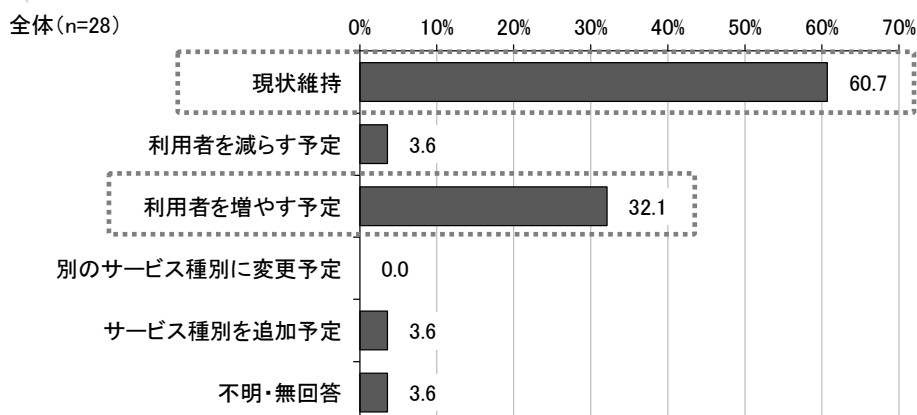
- 「第7期白浜町障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の策定に向けて、障害福祉サービス事業所を対象に事業の展開や運営に関する課題を把握するために実施しました。

- 調査対象者 : 計画相談サービス 6 事業所
施設・グループホーム 5 事業所
障害児通所施設 3 事業所
障害者通所施設 9 事業所
訪問サービス 5 事業所
- 調査期間 : 令和5年7月
- 調査方法 : メール、FAXによる配布・回収

(2) 調査結果

◆5年以内の事業展開

- 5年以内の事業展開についてみると、「現状維持」が60.7%となっています。
- 一方で、「利用者を増やす予定」が32.1%となっており、一部事業所で利用者を増やす意向があることがわかります。

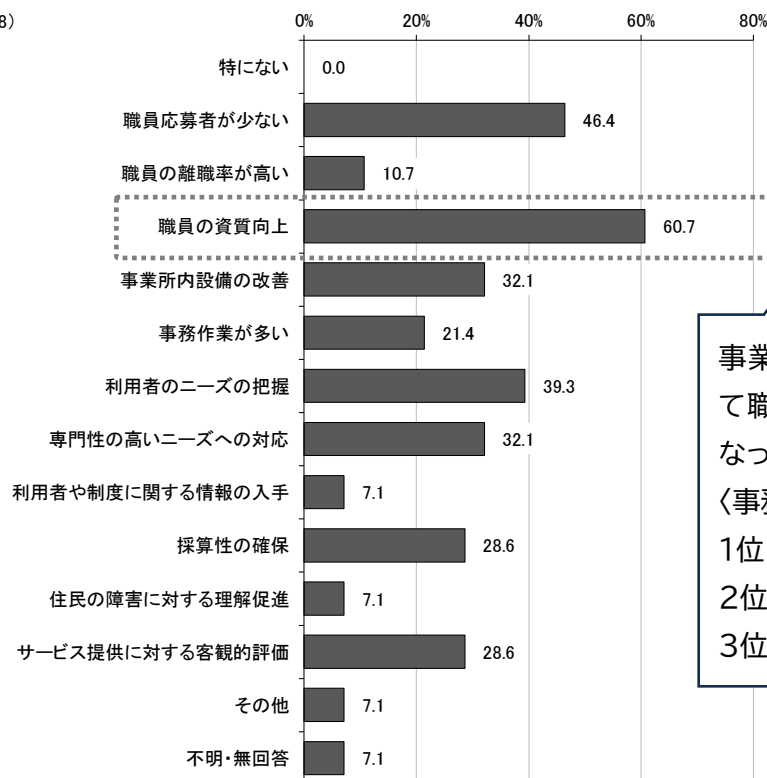


◆提供するサービスの質の向上に向けた課題

○提供するサービスの質の向上に向けた課題についてみると、「職員の資質向上」が60.7%となっています。

○「職員応募者が少ない」が46.4%、「利用者のニーズの把握」が39.3%となっており、職員の確保・育成に合わせ、利用者のニーズ把握が課題となっていることがわかります。

全体(n=28)



事業運営の課題でも共通して職員の資質向上が課題となっています。

〈事務運営の課題〉上位3つ

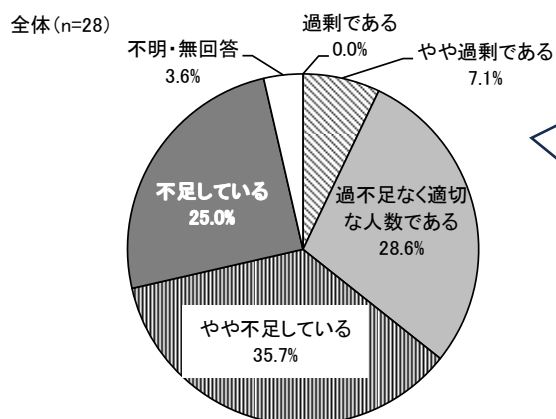
1位 職員の資質向上

2位 職員の確保

3位 事務作業の軽減・効率化

◆職員の過不足はどのように感じているか

○職員の過不足についてみると、「不足している」と「やや不足している」を合わせると60.7%となっており、職員の不足を感じている事業所が多くなっています。



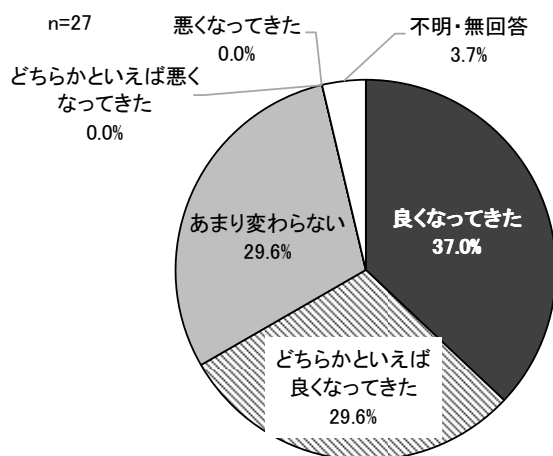
人材が不足している理由は、「人材を募集しても人が集まらない」が76.5%、次いで「職員の離職が多い」が35.3%となっています。

◆貴事業所と行政や他の機関、地域との連携は改善されてきたか

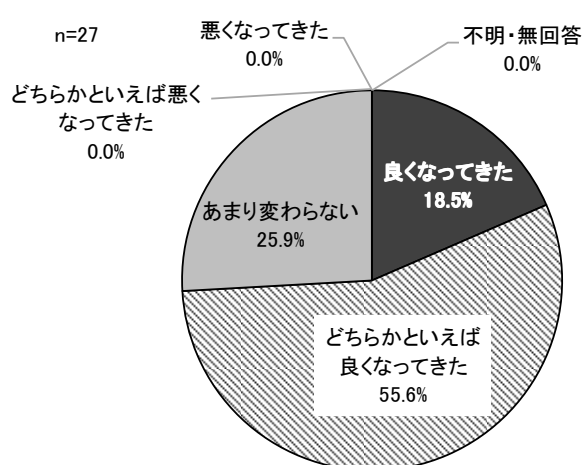
○事業所と行政や他の機関、地域との連携の改善状況について、「良くなってきた」が37.0%となっており、「どちらかといえば良くなってきた」、「あまり変わらない」がそれぞれ29.6%となっています。

○前回調査時から比較すると「良くなってきた」の割合が18.5%上昇しています。

【今回調査】



【前回調査】※令和2年実施



調査結果から 考えられること

○事業所調査の結果から、事業の運営の課題としてあがっている職員の資質の向上は、サービスの質の向上のための課題としてもあがっており、人材育成に課題があることがうかがえます。

○一部事業所においては、利用者を増やすことを視野に入れていることから、人材確保という点においても、募集しても応募がない現状は大きな問題となっていることがわかります。

(3) 事業所ヒアリングまとめ

事業所調査に加え、事業所ヒアリングを実施し、現在の課題に対する取組等を話し合いました。

共通のテーマ

○事業所事前調査結果を踏まえ、サービスの質の向上に向けた課題と事業所運営の課題について解決策を話し合いました。

◆職員の資質の向上

○内部研修を行ったり、外部研修に参加したりすることで職員の資質向上に努めていますが、職員が短期間で退職してしまったり、職員の経験や知識不足を感じています。

〈研修の必要性〉

- ・年間計画を立てて研修を実施。
- ・外部研修への参加。

〈体制づくり〉

- ・個別課題についてチェックリストなどを作成し、統一した支援体制を確保する。
- ・事業所職員同士の意見交換をする機会を設ける。

◆職員応募者が少ない

- 新聞広告やハローワークで求人を行っても応募が少なく、特に若い世代からの応募や夜勤を伴う求人はさらに応募がない状況です。
- 職員の休職・離職も課題となっており、職員の確保に困っている事業所が多い状況です。

〈福祉教育の必要性〉

- ・障がいのある人と接する機会が少ないので、地域活動に参画し障がいのある人への理解を深めてもらうことも必要である。
- ・地域の小中学生との交流を通じて、福祉の仕事を知ってもらう。
- ・地域に出ていくことで福祉分野に興味を持ってもらう機会になり、福祉の仕事を楽しんでいると感じてくれるかもしれない。
- ・早期から障害福祉分野について知ってもらう機会を設ける仕組みが必要。

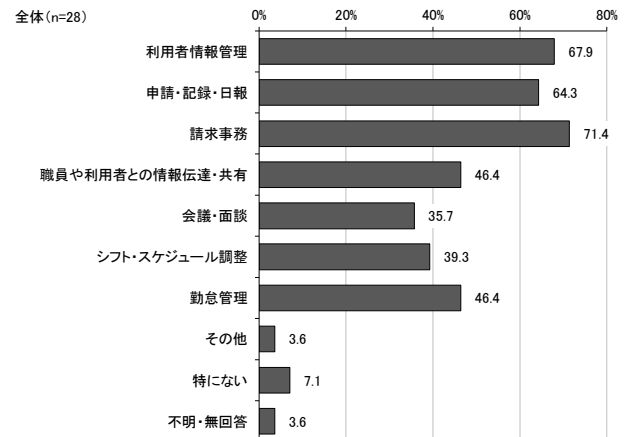
◆事務作業量の軽減・効率化

○法人の規模によっては、事務員がおらず支援員が事務を行い、事務負担が大きくなっています。

○様々な加算や届出を行う必要があり、現場の状況に応じて行う手続きも複雑化することで事務負担がさらに大きくなっています。

〈事業所調査結果では〉

- ・ヒアリングでは具体的な解決策を考えることが難しく、課題の共有を進めました。
- ・事務作業等の業務において、ICTシステムなどによる効率化は行われているかについては、「請求事務」が71.4%、「利用者情報管理」が67.9%、「申請・記録・日報」が64.3%となっています。
- ・今後は法人の規模によっての差を少しでも減らすため、情報提供などの働きかけが必要となっています。



個別のテーマ

○「児童」、「計画」、「施設・GH」、「通所」、「訪問」の5つのグループにわけて、それぞれのテーマを話し合いました。

〈児童〉

日中の過ごし方について

- ◆放課後等デイサービスや学童保育とは違う、自由な居場所として過ごせる場所が小さい地域の単位で欲しい。(例:地域活動支援センターの子ども版)



〈計画〉

スムーズな連携について

- ◆役割をしっかりと把握したうえでの連携、また、情報のプラットフォーム的なシステムが必要。
- ◆顔の見える関係づくりが必要。
- ◆連携グッズなどで連携していることをわかりやすくする。



〈施設・GH〉 ※介護保険への移行に必要なこと

高齢障害者への支援のあり方について

- ◆本人の状態を見ながら本人や家族の同意や理解を得るために十分に時間をかける。
- ◆介護保険サービス事業所との連携を強化する。
- ◆職員の高齢者支援や介護スキルアップのための研修会に参加する。
- ◆高齢障害者に対応した設備や体制の整備。



〈通所〉

工賃向上や安定した作業の確保について

- ◆地域や民間企業との連携を強化する。
- ◆芸術活動など利用者の長所が収入になる仕組みづくり。
- ◆正確な情報を医師に伝えるために受診に同行する。



〈訪問〉 ※介護保険とは異なる点などの整理

高齢障害者への支援のあり方について

- ◆時間をかけて信頼関係を築いていく。
- ◆介護保険サービスのヘルパー職が障害福祉サービスのヘルパー職を兼務していることが多いため、障害分野についての定期的な研修を開催する。
- ◆相談支援専門員とケアマネージャーではかかり方が異なるため、スムーズに介護保険サービスへ移行するためには密にカンファレンスの開催が必要。



2. 方向性のまとめ

高齢化問題

- 少子高齢化が進行しており、高齢化率は 38.4% となっており、障がいのある人の高齢化も進み、身体障害者手帳所持者では 79.6% が 65 歳以上となっています。
- 事業所においても、高齢障害者への支援の在り方が課題となっており、介護保険サービス事業との連携強化が求められています。
- 高齢化が問題となっている中で、障がいのある人自身の高齢化に合わせて、家族の高齢化も問題となっており、8050 問題や親亡き後問題など課題は複雑化してきています。

人材の確保・育成

- 事業所において、職員の資質向上と人材の確保が課題となっています。
- 半数以上の事業所が人材不足を感じており、募集しても応募がないことや離職者がいることが課題となっています。
- 質の向上に向けた取組として研修会への参加等が進められている中で、利用者の立場に立って研修を受けることが必要だという声もあります。

多様化するニーズ

- 本町の世帯状況として、1 世帯あたりの人員数は年々減少してきており、65 歳以上の夫婦のみ世帯や単独世帯が増加しています。
- 介護保険サービスとの連携や障がいのある人の状況を把握し、共有するための体制づくりが求められています。
- 少子化が進行する一方で障害児福祉サービスを利用する児童の数は増加しており、障害特性に応じた支援や他機関との連携が求められています。

「いつまでも住み続けたい」をかなえる 当事者視点に立った共生社会の実現

- 障害福祉施策の推進にあたっては、「地域共生社会」の実現に向け、障がいのある人を含むすべての人の権利が守られるとともに、障害があっても自らの意思決定に基づいた地域生活を営むことができるよう、障がいのある人の自立を支えるための多様な支援が必要です。
- 障がいのある人と施設等が点でつながる支援だけでなく、地域全体が協働し互いにつながり合う、障がいのある人と行政機関・関係機関・事業所等との面的なつながりが不可欠です。
- 本計画では、国・県の動向や町の方針を踏まえながら、行政サービス提供者側からの視点だけではなく、「当事者」を起点とした地域共生の視点を持ち、一人ひとりの人格や尊厳を大切に、誰もが当たり前で安心して暮らし、希望を持って生きることができるまちづくりをめざすことが重要です。

第3章

計画の目標・視点

1. 基本理念

本計画は、白浜町第4期障害者計画に基づき策定される計画となっています。そのため、白浜町第4期障害者計画で設定された基本理念をもとに、計画を推進します。

白浜町第4期障害者計画の基本理念

地域とともに 誰もが自分らしく 安心して生活できる まちづくり

障がいのある人もない人も可能な限り身近な場所において社会活動に参加し、安心して生活を送ることができる共生社会の実現のための施策の推進を図ります。また、支援を必要とする障がいのある人が、日常生活や社会生活を営むために必要な支援を受けることにより、社会参加の機会が確保され、どこで誰と生活するかについて幅広く選択できる仕組みづくりの構築を基本理念とし、施策・事業の推進を図ります。

また、基本理念に合わせて、白浜町第4期障害者計画に関係する施策を明示します。

〈関係する施策〉※白浜町第4期障害者計画の35ページに掲載

基本目標1 ともに生きる地域づくり	(1) 相談支援体制の確立 (3) 人材の確保・育成・支援 (4) 情報提供・コミュニケーション手段の充実
基本目標2 早期対応と連携支援の推進	(3) 家族など介護者への支援の充実 (4) 総合的な支援体制の確立
基本目標3 自立促進と社会参加の支援	(2) 障害福祉サービス・就労支援・雇用の円滑な推進 (4) 自己決定の尊重と権利擁護事業の推進
基本目標4 安全・安心のまちづくり	(4) 住まいの確保・整備

2. 基本的な視点

本計画は、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、次の視点に立って推進します。

(1) 「共生」のまちづくりの推進

地域住民が障害や障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人が地域の一員として、様々な活動に取り組み、活躍することで、地域共生社会の実現を目指します。

(2) 意思決定の尊重と自立・社会参加の支援

障がいのある人が自ら意思決定し、自立と社会参加をしていくために、必要なサービスや支援の体制づくりを進めます。また、そのための政策、施策の形成・決定過程、計画等策定への当事者を含む住民の主体的な参加を推進します。

(3) 地域生活の基盤の整備

行政、医療機関、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、教育機関、関係団体、企業、地域住民等の多様な主体が有機的に連携・協力することで、地域生活の様々な場面に対応した適切な支援やサービスが提供できる環境を整備します。

3. 成果目標と活動指標について

本町は、近隣市町との連携のもと、障がいのある人、障がいのある児童のニーズに応じた各種サービスを提供しているところですが、社会状況の変化にも対応すべく障害福祉サービスの一層の充実を図る必要があります。

目標や指標の設定については、町内の障害福祉サービス事業所の状況や自立支援協議会の意見等を踏まえ、国の基本指針に基づき、支援等の提供体制の確保策について「成果目標」を設定し、これを達成するための「活動指標」として見込量を定めることとします。

成果目標	活動指標
1. 施設入所者の地域生活への移行	
○地域移行者の増加： 令和4年度末施設入所者数の6%以上 ○施設入所者の削減： 令和4年度末の5%以上削減	○居宅介護の利用者数、利用時間数 ○重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ○同行援護の利用者数、利用時間数 ○行動援護の利用者数、利用時間数 ○重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○就労選択支援の利用者数、利用日数【新規】 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○就労定着支援の利用者数 ○短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ○計画相談支援の利用者数 ○地域移行支援の利用者数 ○地域定着支援の利用者数 ○施設入所支援の利用者数

成果目標	活動指標
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
※県にて設定	○保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 ○保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ○保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ○精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○精神障害者の地域定着支援の利用者数 ○精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○精神障害者の自立生活援助の利用者数 ○精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】
3. 地域生活支援の充実	
○町において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める【新規】	○地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数
4. 福祉施設から一般就労への移行等	
○一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ○就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上	※県にて設定

成果目標	活動指標
5. 発達障害等に対する支援	
—	○発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○発達障害者支援センターによる相談支援の件数 ○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 ○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 ○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 ○ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数
6. 障害児支援の提供体制の整備等	
○児童発達支援センターの設置：町又は各圏域に1か所以上 ○障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築 ○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：町又は圏域に1か所以上	○児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○障害児相談支援の利用児童数 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
7. 相談支援体制の充実・強化等	
○総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターの設置 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	○基幹相談支援センターの設置【新規】 ○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新規】
8. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
○障害福祉サービス等の質の向上のための体制を構築	○県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や県が町職員に対して実施する研修の参加人数 ○障害者自立支援審査支払システム等での審査結果の分析・活用、事業者や関係自治体等との共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 ○県等が実施する事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を共有する体制の有無及び実施回数



第4章 第7期障害福祉計画

1. 成果目標・活動指標に関する数値設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行【成果目標】

地域生活への移行を進める観点から、施設入所利用者のうちグループホームや一般住宅等へ移行する人の数を見込み、令和4年度末時点の福祉施設入所者数と比較し、令和8年度末までに地域生活に移行する人数の目標値を設定することが求められています。



目標設定の考え方

本町においては、令和8年度末までに施設入所から地域生活に移行する人数を2人以上（7.4%減少）とし、令和8年度末時点の福祉施設入所者数の削減については、地域生活に移行する人数と同様に2人以上（7.4%減少）とします。

国の 目標設定 の考え方	①福祉施設の入所者の地域生活への移行 令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
	②福祉施設入所者数の削減 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	
本町の 目標	①地域生活に移行する人数	2人
	②施設入所者数の削減（削減後の令和8年度末施設入所者数）	2人（25人）
	参考：令和4年度末時点での施設入所者数	27人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【活動指標】

成果目標でもある「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関して、関係者によって構成される協議の場の運営のほか、精神障がいのある人を支える各種サービスの利用見込みについて、具体的な目標値を定めることが求められています。



活動指標設定の考え方

本町においては、自立支援協議会の精神部会を保健・医療・福祉関係者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として位置づけ、目標値を設定します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	2	1	1	2	2	2
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者との参加者数	人	32	8	11	36	36	36
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	3	3	2	2	2	2
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人／年				1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人／年				1	1	1
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人／年				23	23	23
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人／年				1	2	2
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人／年				0	0	0

(3) 地域生活支援の充実【成果目標】

各市町村や各圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められているほか、強度行動障害を有する方のニーズを把握するとともに、支援できる体制を構築することが求められています。



目標設定の考え方

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための体制の整備に向け、自立支援協議会において年1回以上地域生活支援拠点等の協議の場を開催します。

国の 目標設定 の考え方	地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討することを基本とする。	
	強度行動障害を有する方への支援体制の整備 強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする	
本町の 目標	協議の場の年間開催数	年1回
	目標設定及び評価の実施回数	年1回

（４）福祉施設から一般就労への移行【成果目標】

福祉施設の利用者のうち、就労支援事業所等を通じて、令和８年度中に一般就労に移行する人数や一般就労の実績がある事業所の割合の目標値を設定することが求められています。また、障がいのある人の一般就労の定着も重要であることから、就労定着支援の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することも求められています。

目標設定の考え方

就労継続支援事業所等を通じて、令和８年度中に一般就労に移行する者の人数が令和３年度の一般就労に移行した人数 1.28 倍以上を設定します。また、令和８年度における就労定着支援事業利用者数については、これまでの利用者数と一般就労移行者数を勘案し、設定します。令和３年度の就労定着支援の利用実績の 1.41 倍以上並びに就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合については、白浜町内に就労定着支援事業所がないことから西牟婁圏域内にある事業所について設定します。

国の 目標設定 の考え方	①一般就労への移行者数 令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。
	ア．就労移行支援事業 令和３年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。
	イ．就労継続支援 A 型事業 令和３年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上とすることを基本とする。
	ウ．就労継続支援 B 型事業 令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
	エ．就労移行支援事業所の割合 一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。
	②就労定着支援事業所利用者数 令和３年度の就労定着支援の利用実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
	③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 25% 以上とすることを基本とする。

本町の 目標	①一般就労への移行者数（令和３年度移行者数）	10人（7人）
	ア．就労移行支援事業（令和３年度移行者数）	2人（1人）
	イ．就労継続支援Ａ型事業（令和３年度移行者数）	3人（2人）
	ウ．就労継続支援Ｂ型事業（令和３年度移行者数）	5人（4人）
	エ．就労移行支援事業所の割合（達成事業所数）	5割（1/1事業所）
	②就労定着支援事業所利用者数（令和３年度利用人数）	3人（6人）
	③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合（達成事業所数）	25%（2/6事業所）

(5) 相談支援体制の充実・強化のための取組【活動指標】

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターあるいはそれに準ずる、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが求められています。

目標設定の考え方

本町では基幹相談支援センターにしむろと関係部署や関係組織との連携の下、圏域単位で総合的な相談支援体制の構築や専門的な助言・指導の実施など、障がいのある人及び障がいのある児童やその家族、支援に携わる方々を支える体制を整備しています。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
基幹相談支援センターの設置	箇所	1	1	1	1	1	1
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	188	187	72	150	150	150
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件／年	16	76	58	70	70	70
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回／年	710	837	419	700	700	700
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回／年	0	0	0	2	2	2
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み	人／年	2	2	2	3	3	3

※令和5年度は12月末時点

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善							
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回／年	4	6	4	17	17	17
	事業所・機関	4	6	4	24	24	24
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	回／年	49	72	59	56	56	56
	部会	5	5	5	6	6	6

(6) 発達障がいのある人に対する支援【活動指標】

発達障がいのある人の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人及びその家族等への支援が重要であることから、保護者や保育士、教育関係者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切に対応ができるよう、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制を確保することが求められています。

目標設定の考え方

発達障がいのある人やその家族への支援のため、和歌山県が養成するペアレントメンターを活用するとともに、支援プログラムの実施、ペアレントメンター養成等について、自立支援協議会において検討します。

本町の指標	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	自立支援協議会において検討
	ペアレントメンターの人数	
	ピアサポートの活動への参加人数	

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【活動指標】

利用者に必要な障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等に係る各種研修への参加や、請求の過誤を無くするための取組等、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組を実施する体制を構築することが求められています。



目標設定の考え方

障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制を構築するため、以下に示す指標を設定します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人／年	0	0	0	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回／年	0	0	1	1	1	1

2. 障害福祉サービスの活動指標の設定

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、自宅での食事、入浴、掃除や買い物等の支援を行う居宅介護・重度訪問介護サービスのほか、外出時の手助けを行う同行援護・行動援護サービス、自宅での支援と外出支援等を包括的に提供する重度障害者等包括支援サービスが含まれます。

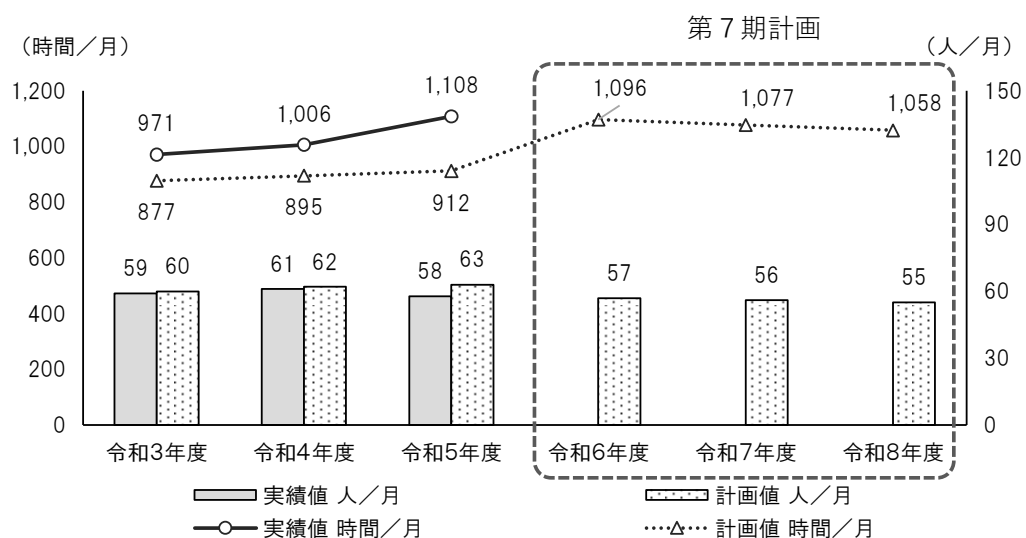
見込設定の考え方

令和5年度（見込み）までの計画値と実績値との比較をみると、利用時間は実績値が計画値より上回り、利用人数については、ほぼ計画通りとなっています。

令和5年度（見込み）で利用時間が計画値に対して121.5%、利用人数は計画値に対して92.0%となっています。

これまでの利用状況により平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込みや施設・病院からの地域移行者の見込みを勘案し、1月あたりの利用時間と利用者数を見込んでいます。

◆訪問系サービスの合計値と計画値



※令和5年度分は7月までの実績から見込み

第7期の確保策の考え方

- 訪問系サービスは、障がいのある人が、その人らしい生活を住み慣れた地域で送るために重要となるサービスです。
- 障がいのある人の心身状況や障害支援区分における支給決定基準だけでなく、同居する家族の状況や住んでいる地域の環境等も勘案し、適正な支給決定を行います。
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、それぞれにおいて利用時間数が増加していることを踏まえて、必要なサービスを適切に受けることができるよう、人材育成、質の向上に努めます。
- 障害福祉サービス利用者全体が高齢化していることから、介護保険制度への円滑な移行や高齢者福祉事業との連携を図ります。
- 同行援護を利用している人は高齢者が大半を占めており、介護保険サービスと併給している場合が多いため、介護保険サービスに従事する職員と障害福祉サービスに従事する職員の相互理解や、各制度の周知啓発等のサービスの質を向上させるための支援に努めます。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	人／月	50	53	50	50	49	48
	時間／月	849	875	963	953	934	915
重度訪問介護	人／月	1	1	1	1	1	1
	時間／月	63	76	83	83	83	83
同行援護	人／月	8	7	6	6	6	6
	時間／月	59	55	62	60	60	60
行動援護	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込値

(2) 日中活動系サービス

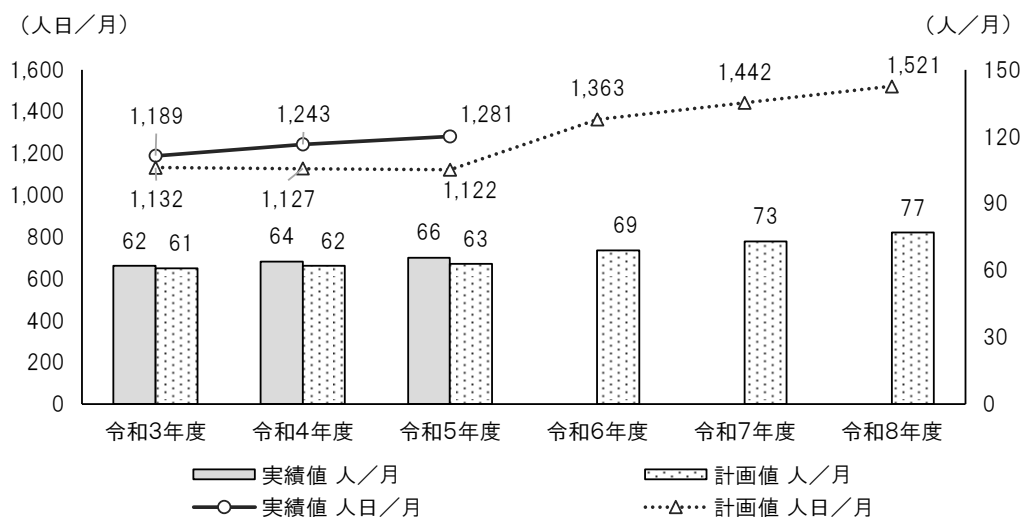
日中活動系サービスには、事業所において日中支援等を行う生活介護サービス、地域生活を営むためのリハビリテーションを提供する自立訓練サービス、就労に向けた訓練や就労機会を提供する就労継続支援サービス、医療機関での機能訓練や看護を行う療養介護サービス、介助者の緊急時等に一時的に施設に入所する短期入所サービスが含まれます。

〈生活介護〉

令和5年度（見込み）までの計画値と実績値との比較をみると、利用日数、利用人数ともに計画を上回って推移しており、令和5年度（見込み）は利用日数が計画値に対して114.1%、利用人数は計画値に対して104.7%となっています。

これまでの利用状況により平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込みや特別支援学校の卒業予定者数を勘案して1月あたりの利用日数と利用者数を見込んでいます。

◆実績及び計画値



※令和5年度分は7月までの実績から見込み

〈自立訓練（機能訓練）〉

田辺市に介護保険併設型の事業所が開設されていましたが、令和3年10月に事業所が廃止となり、現在は西牟婁圏域に事業所がありません。現時点では事業所開設の見込みはないことから利用見込みについてもなしで設定します。

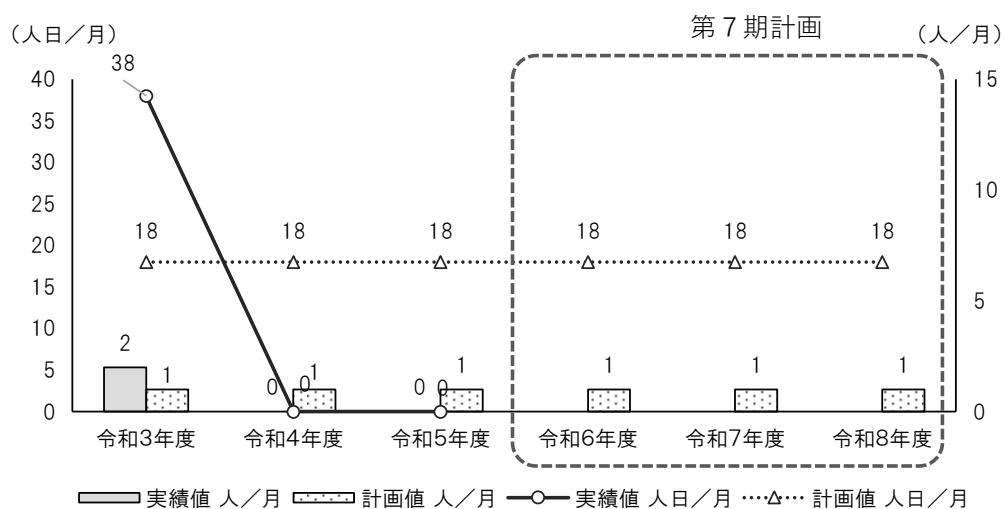
〈自立訓練（生活訓練）〉

西牟婁圏域には1事業所ありますが、主に高等学校卒業後の進路となることが多いことから、各年度に1名が利用することを想定し設定していました。

令和3年度は2名の利用があり、38人日/月と計画値より上回りましたが、令和4年度は実績がありませんでした。

これまでの利用状況により平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込みや支援学校卒業予定者数等を勘案して1月あたりの利用日数と利用者数を見込んでいます。

◆実績及び計画値

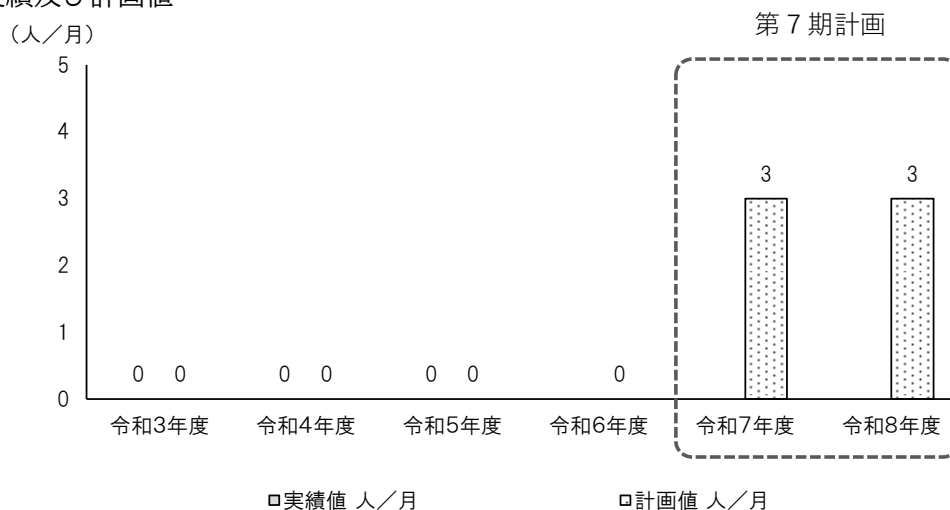


※令和5年度分は7月までの実績から見込み

〈就労選択支援〉

第7期（令和7年10月開始予定）より新設されるサービスです。主に高等学校卒業後に就労継続支援B型の利用を希望する場合に就労選択支援を利用することが見込まれることから、新規利用者の見込みや支援学校卒業予定者数等を勘案して1月あたりの利用者数を見込んでいます。

◆実績及び計画値

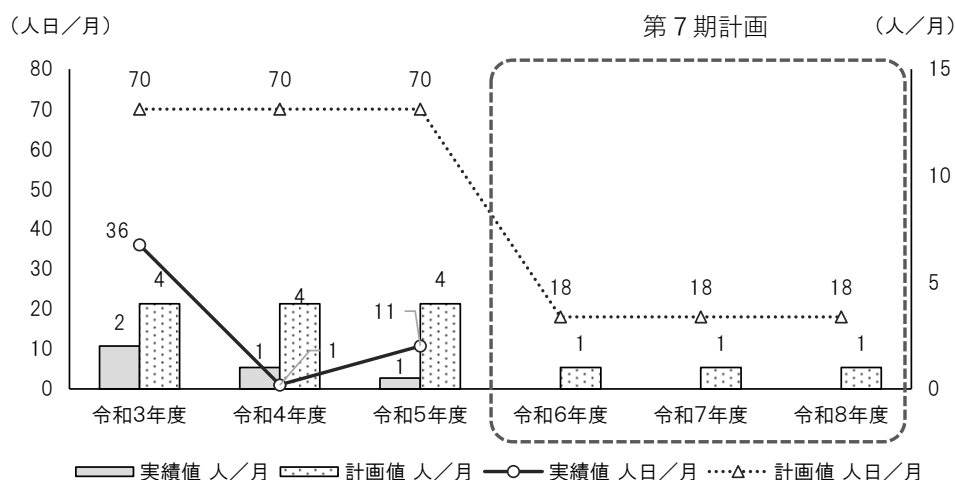


〈就労移行支援〉

利用期間に制限があることや就労移行を経ずに一般就労する方もいるため、第5期計画の実績を勘案し、横ばいで設定していましたが、令和3年度は2名の利用があり、36人日/月と計画値より下回っています。令和5年度（見込み）は1名の利用があります。

これまでの利用状況により平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込みや支援学校卒業予定者数等、事業所の設置状況等を勘案して1月あたりの利用日数と利用者数を見込んでいます。

◆実績及び計画値



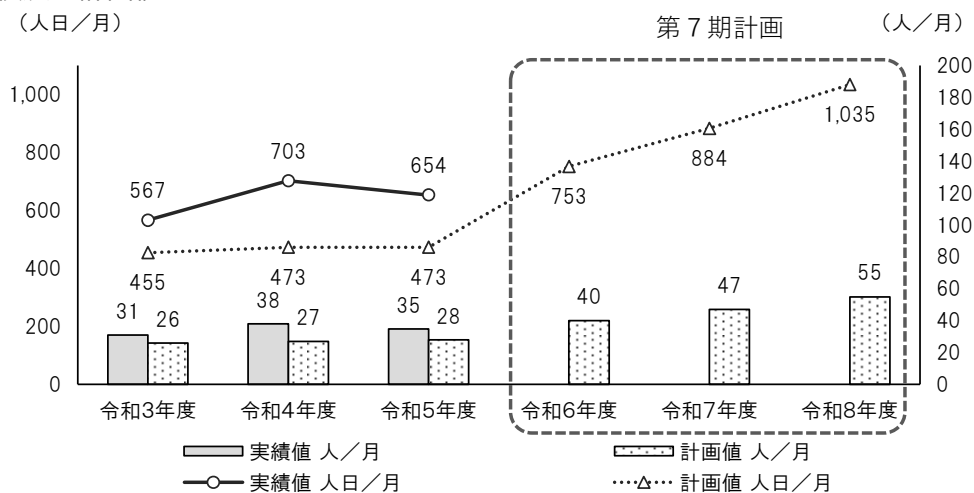
※令和5年度分は7月までの実績から見込み

〈就労継続支援A型〉

西牟婁圏域において次々と事業所が開設され、利用者は微増しています。利用者、利用日数ともに計画値を上回っており、令和5年度（見込み）で利用者は125.0%、利用日数は138.2%となっています。

これまでの利用状況により平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込みや支援学校卒業予定者数等、事業所の設置状況等を勘案して1月あたりの利用日数と利用者数を見込んでいます。

◆実績及び計画値



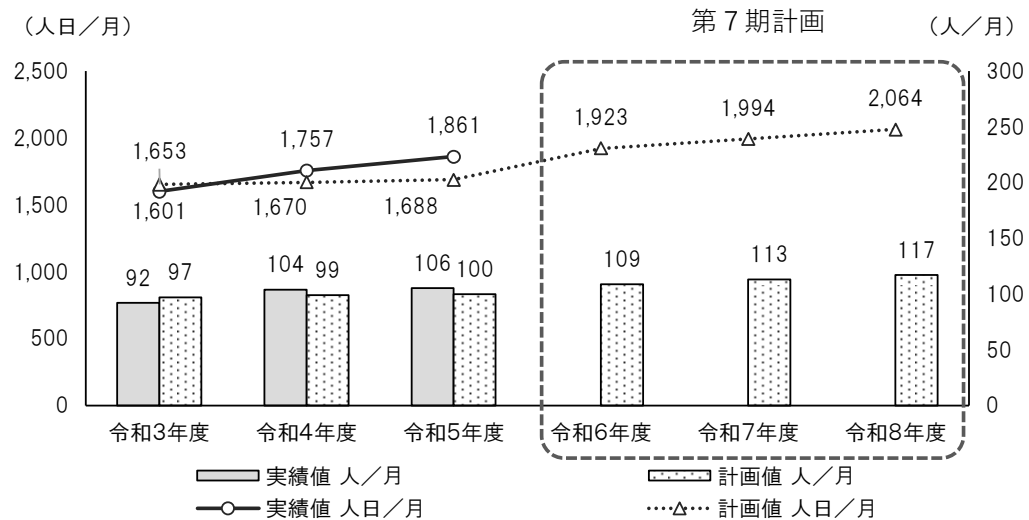
※令和5年度分は7月までの実績から見込み

〈就労継続支援B型〉

実績及び障がいのある人の増加と高齢化を勘案し、微増と見込んでいましたが、利用者は増加傾向にあり、令和5年度（見込み）で利用者は106.0%、利用日数は110.2%となっています。

これまでの利用状況により平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込みや支援学校卒業予定者数等、事業所の設置状況等を勘案して1月あたりの利用日数と利用者数を見込んでいます。

◆実績及び計画値



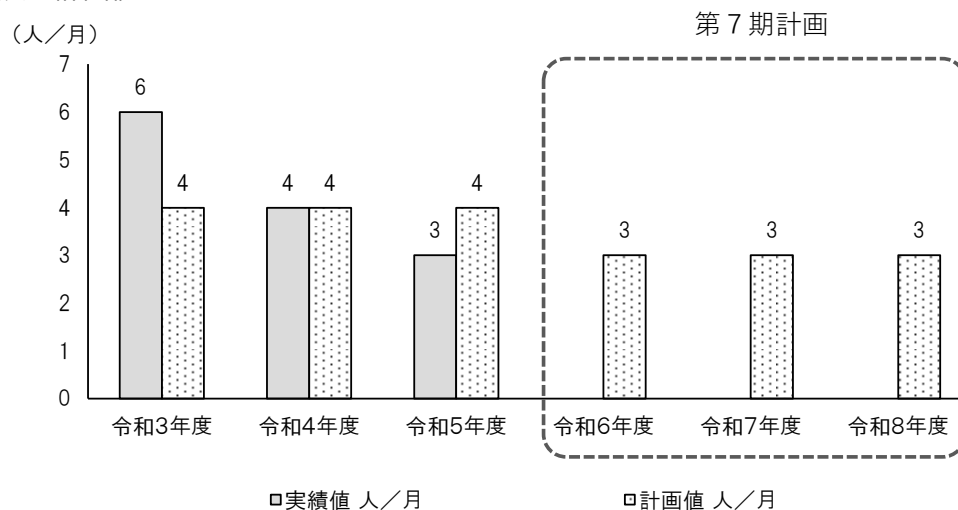
※令和5年度分は7月までの実績から見込み

〈就労定着支援〉

これまでの状況を勘案し、横ばいで計画値を設定しており、令和3年度は計画値より上回っていましたが、令和4年度は計画値通り、令和5年度（見込み）では計画値を下回っています。

これまでの利用状況により勘案して、1月あたりの利用者数を見込んでいます。

◆実績及び計画値



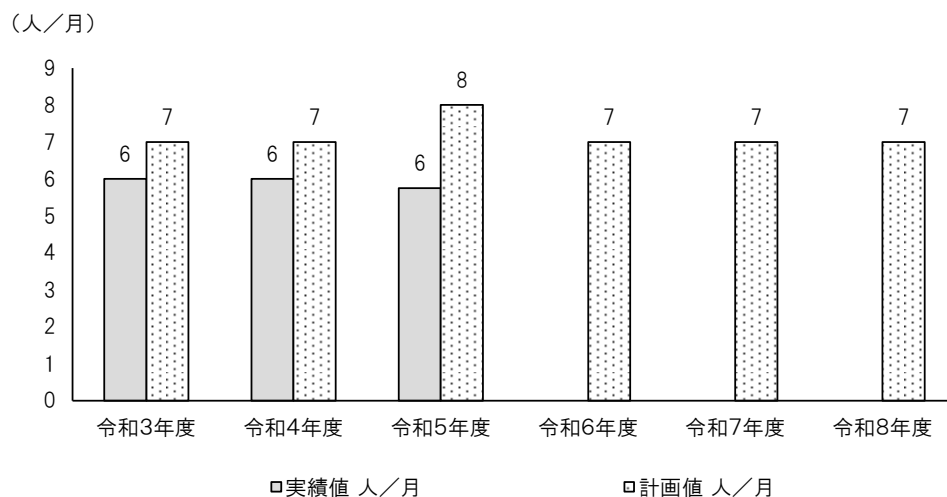
※令和5年度分は7月までの実績から見込み

〈療養介護〉

これまでの状況を勘案し、微増で計画値を設定しており、令和5年度（見込み）まで計画値を下回って推移しています。

これまでの利用状況を勘案して、1月あたりの利用者数を見込んでいます。

◆実績及び計画値



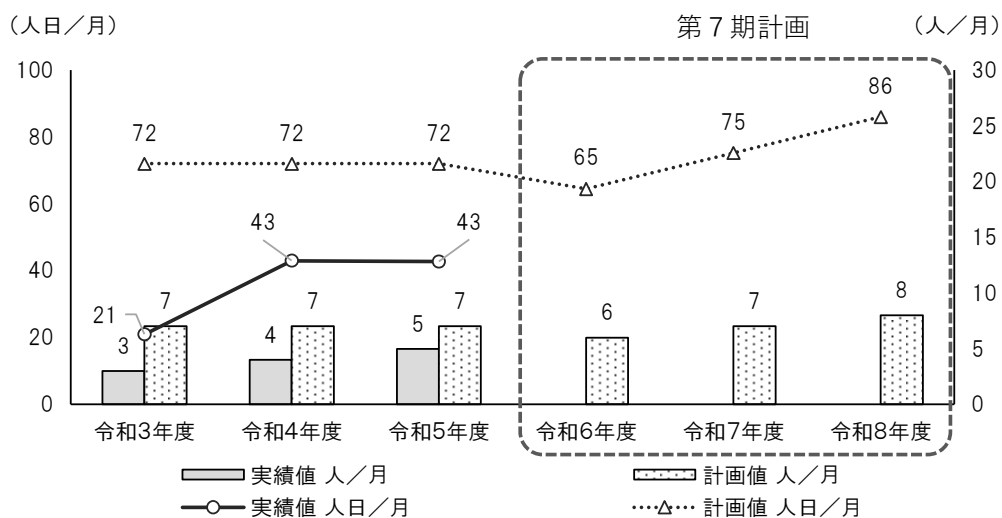
※令和5年度分は7月までの実績から見込み

〈短期入所〉

福祉型短期入所、医療型短期入所ともに各事業所の利用定員や実績を踏まえ、横ばいで設定しており、計画値を下回って推移しています。

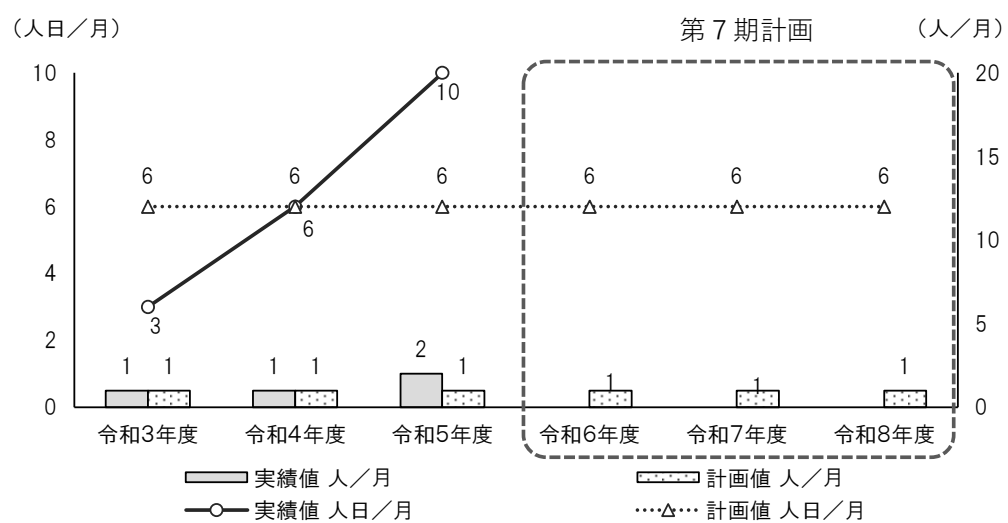
一人あたりの利用日数の増加と利用定員を踏まえた数値設定をしています。

◆実績及び計画値〈福祉型短期入所〉



※令和5年度分は7月までの実績から見込み

◆実績及び計画値〈医療型短期入所〉



※令和5年度分は7月までの実績から見込み

第7期の確保策の考え方

- 行政機関においては、障がいのある人の経済的自立を進める観点から、障害者優先調達推進法に基づき優先契約発注を行い、福祉的就労の充実に支援します。
- 福祉的就労のニーズは今後も増加が見込まれることから、障がいのある人と事業所が円滑に雇用へつながるよう、ハローワークや委託相談支援事業所、紀南障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、当事者の意思に即した就業先の確保に努めます。
- 新たに利用を見込んでいる就労選択支援について、個々の意向を把握し障がいのある人と事業所を適切にマッチングさせることができる体制の整備を進めます。
- 県や自立支援協議会、基幹相談支援センターと連携し、研修会の開催や人材確保、サービスの質の向上に努め、サービス提供事業所の体制を強化し、個々に寄り添ったサービス提供の確保に努めます。また、事業所における人材不足解消のための支援策を検討します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	人／月	62	64	65	69	73	77
	人日／月	1,189	1,243	1,281	1,363	1,442	1,521
自立訓練 (機能訓練)	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人／月	2	0	0	1	1	1
	人日／月	38	0	0	18	18	18
就労選択支援	人／月					3	3
就労移行支援	人／月	2	1	1	1	1	1
	人日／月	36	1	11	18	18	18
就労継続支援 A型	人／月	31	38	35	40	47	55
	人日／月	567	703	654	753	884	1,035
就労継続支援 B型	人／月	92	104	106	109	113	117
	人日／月	1,601	1,757	1,861	1,923	1,994	2,064
就労定着支援	人／月	6	4	3	3	3	3
療養介護	人／月	6	6	6	7	7	7
短期入所 (福祉型)	人／月	3	4	5	6	7	8
	人日／月	21	43	43	65	75	86
短期入所 (医療型)	人／月	1	1	2	1	1	1
	人日／月	3	6	10	6	6	6

※令和5年度は実績見込値

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、通所によって支援や訓練を受けることが難しい方が入所できる施設入所支援サービスや、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事等の支援を行う共同生活援助サービス、地域での一人暮らしをきめ細かく支える自立生活援助サービスが含まれます。

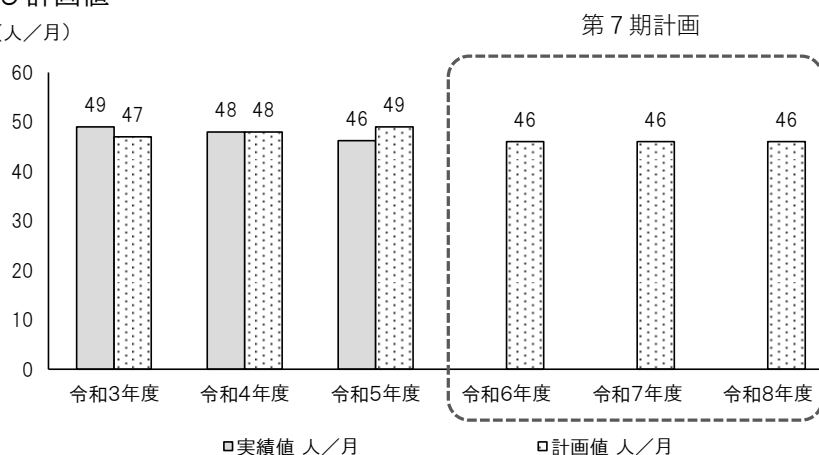
〈共同生活援助（グループホーム）〉

新たなグループホームの開設やニーズの高まりが見込まれるため、微増で設定しており、令和3年度で計画値を上回っていましたが、微減となっています。

これまでの利用状況を勘案して、横ばいで設定します。

◆実績及び計画値

(人/月)



※令和5年度分は7月までの実績から見込み

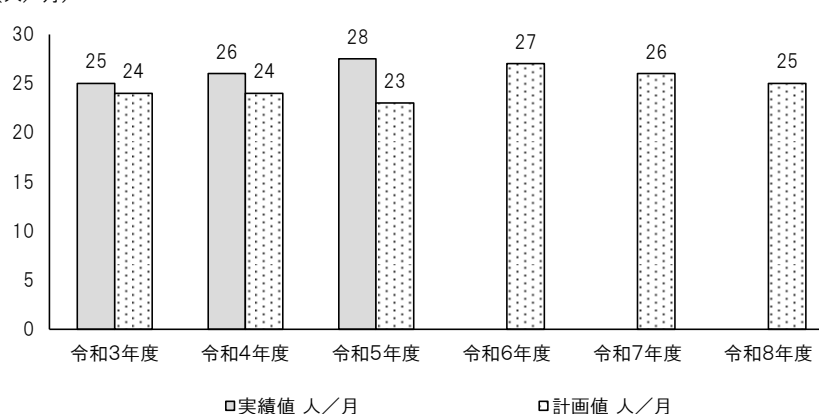
〈施設入所支援〉

国の目標では、削減をめざすとされていますが、設備面や職員確保の面で移行先の整備を早急に実施することは困難であるため、1名減少で設定していましたが、計画値を上回って微増しています。

これまでの利用状況と国の目標設定に準じ、各年1名ずつ減少で設定します。

◆実績及び計画値

(人/月)



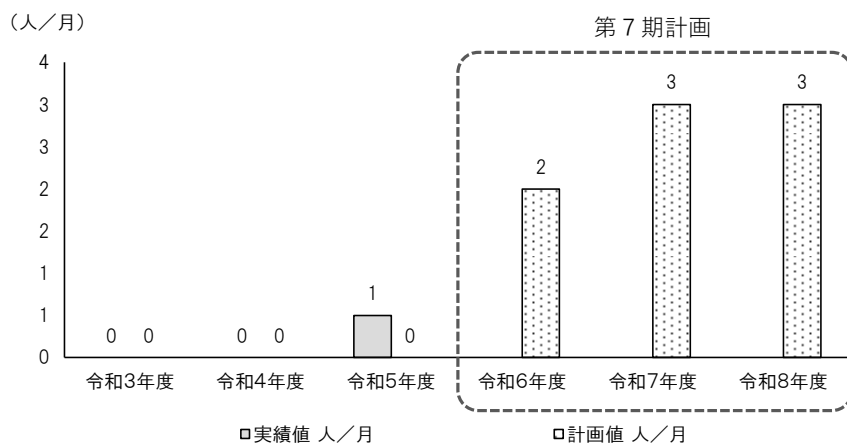
※令和5年度分は7月までの実績から見込み

〈自立生活援助〉

西牟婁圏域には事業者がなかったため、利用見込み0名としていましたが、令和5年1月に1事業所が開設され、令和5年度に1人/月の利用実績がありました。

これまでの利用状況を勘案して、1月あたりの利用者数を見込みます。

◆実績及び計画値



※令和5年度分は7月までの実績から見込み

第7期の確保策の考え方

- 町全体の高齢化に伴い、親亡き後の障がいのある人を支えるサービスとして重要な部分である一方で、夜間支援等により職員の確保が課題となっていることから、職場見学や体験等を行い事業所の周知啓発や人材の確保に努めます。
- 西牟婁圏域においてもグループホームは増加していますが、トイレや浴室など一部共同であることや段差があること等が入居条件の課題となっていることや、費用面や立地場所等の兼ね合いもあるため、バリアフリー化の推進や設置に対する入念な検討を進めます。
- 障害者入所施設やグループホームも地域の一部であるという認識を持ち、町内会の避難訓練への参加や交流の場を確保し、周辺住民の障害への理解啓発に努めます。

◆実績及び計画値

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
共同生活援助	人/月	49	48	46	46	46	46
施設入所支援	人/月	25	26	28	27	26	25
自立生活援助	人/月	0	0	1	2	3	3

※令和5年度は実績見込値

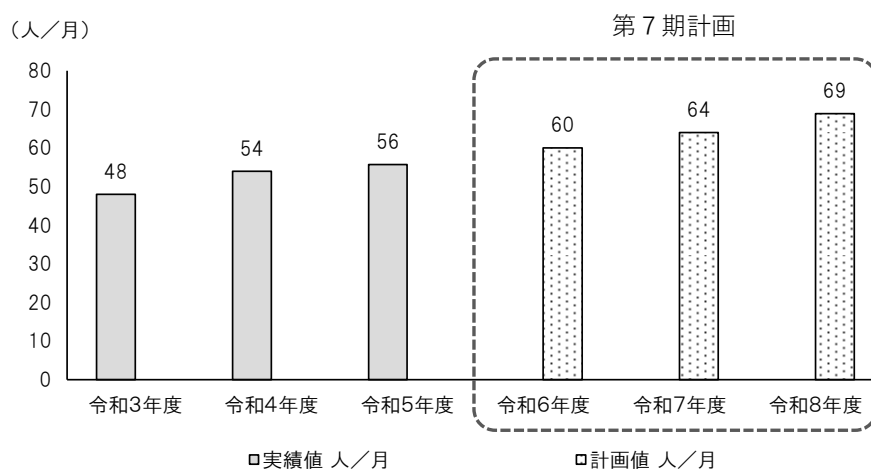
(4) 相談支援（計画相談等）

相談支援には、障害福祉サービスを利用する人にサービス等利用計画を作成し、利用状況のモニタリングを行う計画相談支援サービス、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行う地域移行支援サービス、実際に地域に移行した人を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障害特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援を行う地域定着支援サービスが含まれます。

〈計画相談支援〉

計画相談支援については、障害福祉サービス利用者の増加に伴い年々増加傾向にあります。新規利用者の見込み等を勘案して、1月あたりの利用者数を見込んでいます。

◆実績及び計画値

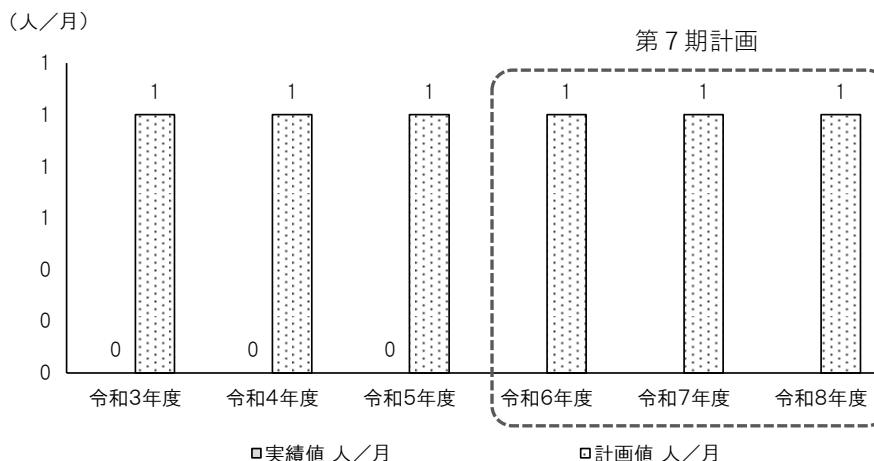


※令和5年度分は7月までの実績から見込み

〈地域移行支援〉

各年度1月あたり1名の利用を設定していましたが、現時点において実績はありません。地域移行支援を利用せず、委託相談の支援等により退院することが多いことから、第6期と同様に各年度1月あたり1人の利用を設定します。

◆実績及び計画値

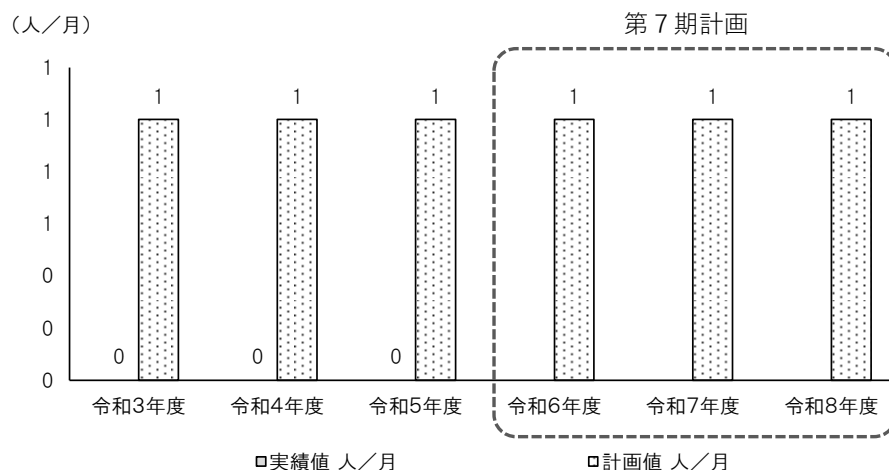


※令和5年度分は7月までの実績から見込み

〈地域定着支援〉

地域定着支援については、サービスを利用することなく、委託相談の支援等により対応していることが多いことから各年度1月あたり1名の利用を設定していましたが、現在も実績はありません。第6期と同様に各年度1月あたり1人の利用を設定します。

◆実績及び計画値



※令和5年度分は7月までの実績から見込み

第7期の確保策の考え方

- 障がいのある人やその家族が気軽に相談できる支援体制の確保や情報の発信、障害への理解啓発及び権利擁護に引き続き努め、自立支援協議会相談支援部会においてサービスの質の向上や新たな課題に対する方策についても検討していきます。
- 令和3年度に西牟婁圏域の委託相談支援事業が圏域化し、8名の相談支援専門員が西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわに配置されています。地域の課題抽出や、近隣市町と相談支援専門員との連携を一層強化し、まち全体で障がいのある人の地域への移行を推進します。
- サービス更新時に作成される計画やモニタリングを、利用者とその家族、そして行政担当者や障害福祉サービス事業者等とともに見直しを行うことで、一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供につながる計画相談支援の確保に努めます。

◆実績及び計画値

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	人/月	48	54	56	60	64	69
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は実績見込値

(5) 地域生活支援事業（必須事業）

①理解促進研修・啓発事業（平成 28 年～）

○障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる生活のしづらさを除去するため、地域住民の方へ障害等に関する理解を深めるための研修や啓発を行い、共生社会の実現を図る事業です。

第 6 期の点検

○委託相談支援事業が令和 3 年度以降圏域化したことから、本事業についても圏域化について検討をしてきました。本事業は市町の独自性が高く展開していることから圏域化については見送り、町単位で実施しています。

第 7 期の方針

●令和 4 年度から白良浜 de ひらひら T シャツアート展を開催し、障害等に関する理解啓発を実施しています。本事業については、引き続き事業の実施に努めます。

②自発的活動支援事業（旧本人活動支援事業・平成 25 年～）

○障がいのある人が自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する事業です。

第 6 期の点検

○委託相談支援事業が令和 3 年度以降圏域化したことから開所方法を変更し、令和 3 年度からは紀伊富田駅に併設されている紀伊富田みのり館において事業の継続に努めました。

第 7 期の方針

●主に障害福祉サービスの利用をしていない人や安定して日中の社会参加活動が難しい人を対象にデイサロンぼらんちを開室しています。本事業については、引き続き事業の実施に努めます。

③相談支援事業（平成 18 年～）

○障がいのある人やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地域のネットワークづくりを行うための事業です。

第 6 期の点検

○平成 23 年度以降、白浜町障がい児・者相談支援室ぼらんちを開室していましたが、令和 3 年度に相談支援事業が圏域化され、専従 8 名の相談支援専門員と 1 名の事務員を西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわに配置し開室しています。

第 7 期の方針

●相談内容が多様化する中、相談支援事業に求められることは増加傾向にあることから、引き続き圏域で、西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわを開室し、委託法人や周辺市町と協議を行い専従職員の確保と質の向上に努めます。

④基幹相談支援センター等機能強化事業（平成 24 年～）

○一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図るための事業です。

第 6 期の点検

○平成 24 年度に白浜町障がい児・者相談支援室ばらんちに専従職員を 1 名配置していましたが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和 2 年度に基幹相談支援センター等機能強化事業が圏域化され、2 名の相談支援専門員と 1 名の事務員を基幹相談支援センターにしむろに配置し開室しています。基幹相談支援センターにしむろは任意事業である地域移行のための安心生活支援事業と一体的に実施しています。

第 7 期の方針

●引き続き圏域事業として、基幹相談支援センターにしむろにおいて、基幹相談支援センター等機能強化事業及び地域移行のための安心生活支援事業と一体的な実施に努めます。

⑤成年後見制度利用支援事業（平成 24 年～）

○成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部、または一部を助成する事業です。

第 6 期の点検

○相談支援機関や民生委員などからの聞き取りにより事業対象となる方の実態把握に努めています。

第 7 期の方針

●2 名の実績があり、本計画においては、引き続き、事業対象となる方の実態把握に努めます。

◆実績及び計画値

	実績値			計画値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
助成件数	2	2	2	2	2	2

⑥成年後見制度法人後見支援事業（未実施）

○成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。

第6期の点検

○平成 26 年度から平成 28 年度まで、成年後見支援センターの運営を社会福祉協議会に委託し、専門職による相談支援体制を構築することで成年後見制度（法人後見事業を含む）における相談・申立支援から法人後見の受任までを一体的かつ総合的に実施しました。

第7期の方針

●白浜町社会福祉協議会が法人後見を受任していますが、単身世帯の増加や少子高齢化に伴い成年後見制度の利用増加が見込まれます。このことから、他の社会福祉法人においても法人後見事業が実施できるよう情報共有を図るとともに、当事業や平成 29 年度から民生課で運営している成年後見支援センターを活用し、必要な情報発信や研修会の開催、専門職による相談支援体制の充実等も視野に入れ、事業実施に向け検討します。

◆実績及び計画値

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

⑦地域活動支援センター等機能強化事業（平成 27 年～）

○障がいのある人に対し、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行うサービスです。

第6期の点検

○平成 27 年度から白浜コスモス福祉会に委託し、白浜町地域活動支援センター白浜駅前コミュニティプラザを開設しています。

○障がいのある人のニーズに把握に努め、引き続き、事業を実施しています。

第7期の方針

●障がいのある人の高齢化が進んでいることから高齢福祉事業とも連携し、事業実施のあり方について検討を行います。

◆実績及び計画値

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実利用人数	人／年	33	58	40	44	48	53

⑧日常生活用具給付事業（平成 18 年度～）

○点字を使用して情報入手をしている視覚障がいのある人に対して、点字図書を給付する事業や重度障がいのある人であり、かつ当該用具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。

第6期の点検

○第5期計画で実績と乖離があったため、第6期計画においては、実績を踏まえて計画値を設定しており、どの事業もほぼ計画通りで推移しています。

○排泄管理支援用具（ストーマ等）は、計画値を上回って推移しています。

第7期の方針

●実績を踏まえて計画値を設定しています。

◆実績及び計画値

給付者数		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
介護訓練支援用具	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績	3	1	1			
自立生活支援用具	計画値	5	5	5	5	5	5
	実績	0	5	0			
在宅療養等支援用具	計画値	3	3	3	4	4	4
	実績	5	2	2			
情報・意思疎通支援用具	計画値	7	7	8	8	8	8
	実績	8	1	3			
排泄管理支援用具	計画値	86	88	90	91	92	93
	実績	145	92	102			
住宅改修費	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
合計	計画値	104	106	109	111	112	113
	実績	161	101	108			

※令和5年度は9月末時点

⑨意思疎通支援事業

○聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

第6期の点検

○第5期計画で実績と乖離があったため、第6期計画においては、実績を踏まえて計画値を設定しており、令和3年度の実利用人数は計画を上回っていますが、件数は計画値より下回っています。

第7期の方針

●実績を踏まえて計画値を設定しています。

◆実績及び計画値

単位（年間あたり）		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実利用人数	計画値	2	2	2	3	3	3
	実績	3	2	2			
利用件数	計画値	30	30	5	30	30	30
	実績	16	11	4			

※令和5年度は9月末時点

⑩手話奉仕員養成研修事業（令和3年～）

○手話の学習経験がない者等を対象に、聴覚障害、聴覚障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。

第6期の点検

○養成カリキュラムのハードルが高く、町単位では参加者の確保及び開催の企画が困難であることから令和3年度からみなべ町・上富田町と3町合同で事業実施しています。

第7期の方針

●令和3年度から上富田町とみなべ町と合同で手話奉仕員養成講座を開講しており、実績を踏まえて計画値を設定します。

◆実績及び計画値

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話奉仕員養成研修事業申込者数	人	4	4	7	5	5	5

※令和5年度は9月末時点

⑪移動支援事業

○屋外での移動が一人では困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

第6期の点検

○第6期計画では、横ばいに推移するように見込んでいましたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり、利用人数、時間数ともに計画を下回っています。

第7期の方針

●実績を踏まえて計画値を設定しています。

◆実績及び計画値

単位（年間あたり）		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実利用人数	計画値	27	30	32	19	21	23
	実績	18	15	17			
時間数	計画値	816	882	952	878	970	1,063
	実績	659	565	455.5			

※令和5年度は9月末時点

（6）地域生活支援事業（任意事業）

①日中一時支援事業

○障がいのある人や発達の支援が必要な児童に対して、日中における活動の場の提供（日中デイサービス）や日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る事業（日中ショート）です。

第6期の点検

○第6期計画では、横ばいに推移するように見込んでいましたが、令和3年度から日中デイサービスの1事業所が休止中のため利用人数が減少しています。

第7期の方針

●実績を踏まえて計画値を設定しています。

◆実績及び計画値

年間あたり実利用人数		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
日中デイサービス	計画値	30	32	34	6	6	6
	実績	22	6	5			
日中ショート	計画値	14	15	16	14	15	16
	実績	13	19	7			

※令和5年度は9月末時点

②地域移行のための安心生活支援事業（平成 24 年度～）

○障がいのある人が安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援する事業です。

第 6 期の点検

- 令和 2 年度に基幹相談支援センターにしむろを開室し、圏域事業として基幹相談支援センター等機能強化事業と一体的に実施しており、一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するためのアパート 1 室の確保やコーディネーターの配置を行っています。

第 7 期の方針

- 引き続き圏域事業として、基幹相談支援センターにしむろにおいて、基幹相談支援センター等機能強化事業及び地域移行のための安心生活支援事業と一体的な実施に努めます。

③巡回支援専門員整備事業（令和 3 年度～令和 4 年度）

○保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が気になる段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図るための事業です。

第 7 期の方針

- 就園前の発達ที่気になる児童とその保護者を対象とした親子教室の開室や作業療法士等の専門職による巡回相談を実施しています。令和 5 年度からは児童虐待防止対策等総合支援事業（地域障害児支援体制強化事業）に事業を移行し実施しています。

1. 成果目標の設定

障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供するための地域における支援体制を整備する目標を定めることが求められています。

目標設定の考え方

重症心身障害児を支援する事業所が田辺市と上富田町に設置されており、送迎等により圏域全体をおおよそ対応できており、本町の児童も利用できる体制となっています。現在の事業所数で不足する状況となった場合については、町内での事業所の確保の必要性について検討しますが、第3期の見込みについては西牟婁圏域内の設置数を設定します。

国の 目標設定 の考え方	①児童発達支援センターの設置		
	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。		
	②保育所等訪問支援の実施		
	令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。		
	③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		
	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。		
	④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 及びコーディネーターの配置		
	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。		
本町の 目標	① 児童発達支援センターの設置		圏域に2箇所設置済み
	② 保育所等訪問支援の実施		圏域に3箇所設置済み
	③	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所確保	圏域に2箇所設置済み
		重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に3箇所設置済み
	④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和5年度に設置済み
		コーディネーターの配置	町に2名配置する

2. 活動指標の設定

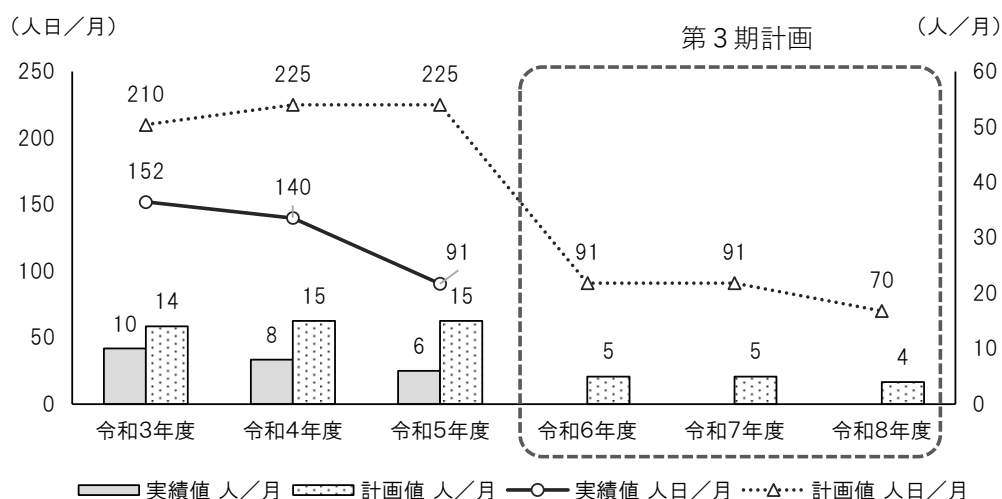
(1) 障害児通所支援

障害児通所支援には、児童を対象として日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援サービス、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供する放課後等デイサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援サービスが含まれます。

〈児童発達支援〉

児童発達支援については、利用人数、日数ともに計画値を下回っています。
これまでの利用状況を勘案して、1月あたりの利用日数と利用者数を見込んでいます。

◆実績及び計画値



※令和5年度分は7月までの実績から見込み

〈居宅訪問型児童発達支援〉

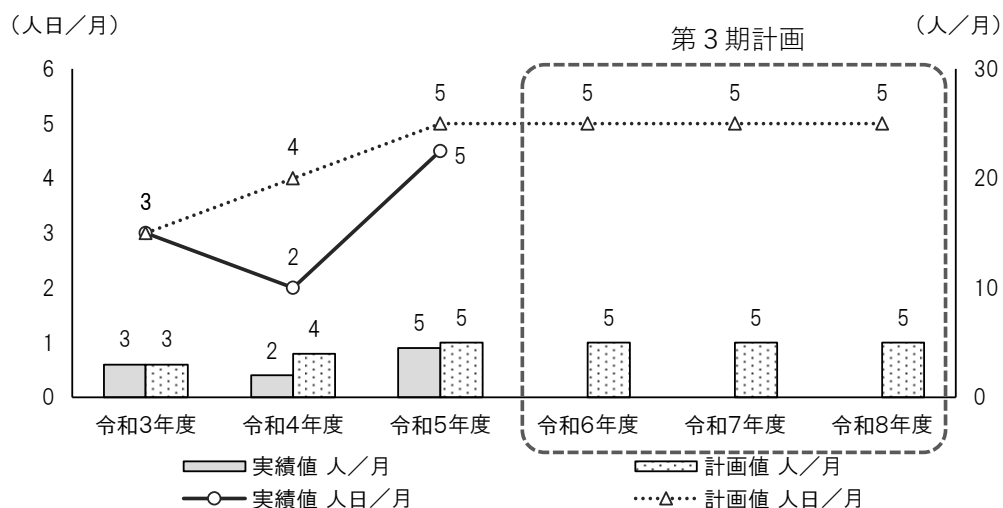
○西牟婁圏域においては1事業所が実施しています。第1期計画では利用はなく、第2期計画では、各年度1名を設定していましたが、現在の実績はありません。本計画では、利用見込みなしで設定します。

〈保育所等訪問支援〉

学校や保育所等へも周知されてきているとともに、利用ニーズの高まりが見込まれることから第2期計画では利用者数は微増で設定しています。利用日数については月1回程度の訪問が一般的になってきていることから利用者数の見込みに合わせ設定していました。

利用日数、利用人数ともにほぼ計画通りに推移していますので、本計画も横ばいで設定します。

◆実績及び計画値



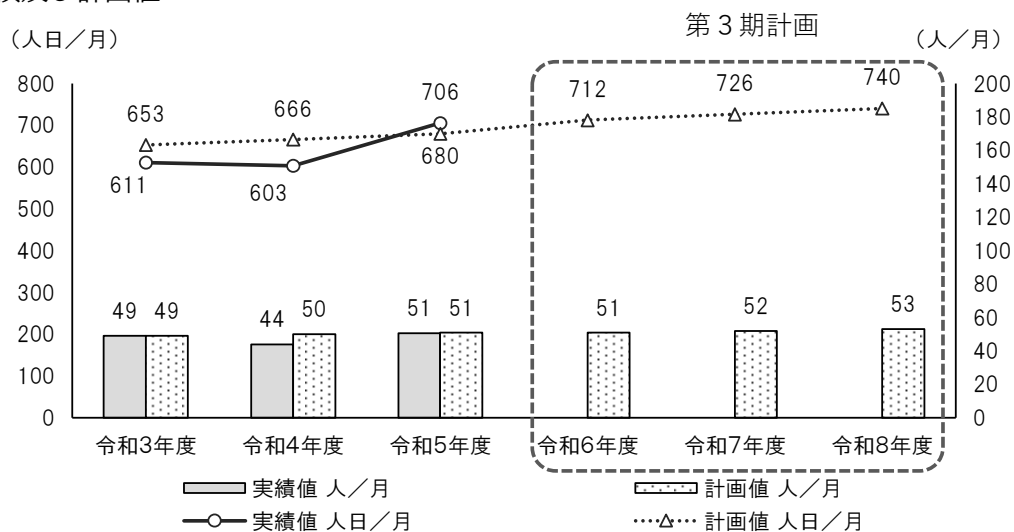
※令和5年度分は7月までの実績から見込み

〈放課後等デイサービス〉

第2期計画では、微増すると見込んでおり、ここまで計画通りに推移しており、令和5年度（見込み）では利用日数が計画値を上回っています。

これまでの利用状況を勘案して1月あたりの利用日数と利用者数を見込んでいます。

◆実績及び計画値



※令和5年度分は7月までの実績から見込み

第3期の確保策の考え方

- 幼少期からの早期療育が重要であるため、児童相談所・教育機関・保育機関・保健センター・児童発達支援センター等との連携を密にし、各種サービスが必要と見込まれる児童や家庭状況を把握しながら、必要なサービスの量の確保及び適正な支援決定を行います。
- 自立支援協議会や児童発達支援センター等と連携し、協力を受けながら、支援者に対してスキルアップを目的とした情報提供等を行いながら、提供するサービスの質の向上を図ります。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	人／月	10	8	6	5	5	4
	人日／月	152	140	91	91	91	70
医療型 児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人／月	49	44	50	51	52	53
	人日／月	611	603	706	712	726	740
保育所等訪問支援	人／月	3	2	5	5	5	5
	人日／月	3	2	5	5	5	5
居宅訪問型 児童発達支援	人／月	0	0	0	1	1	1
	人日／月	0	0	0	2	2	2

(2) 障害児入所支援

〈障害児入所施設〉

発達の支援が必要な児童の保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。



窓口は紀南児童相談所であることから、計画値は設定せず状況の把握に努めています。

		実績値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
福祉型	人／年	1	1	2
医療型	人／年	0	0	0

(3) 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用する人を対象として、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

第3期の確保策の考え方

○障がいのある子どもの支援ニーズが高まっていることを踏まえ、相談支援から実際のサービス利用まで、支援を必要とする児童が適切なサービスを受けることができるよう、各サービスの提供体制を構築していきます。

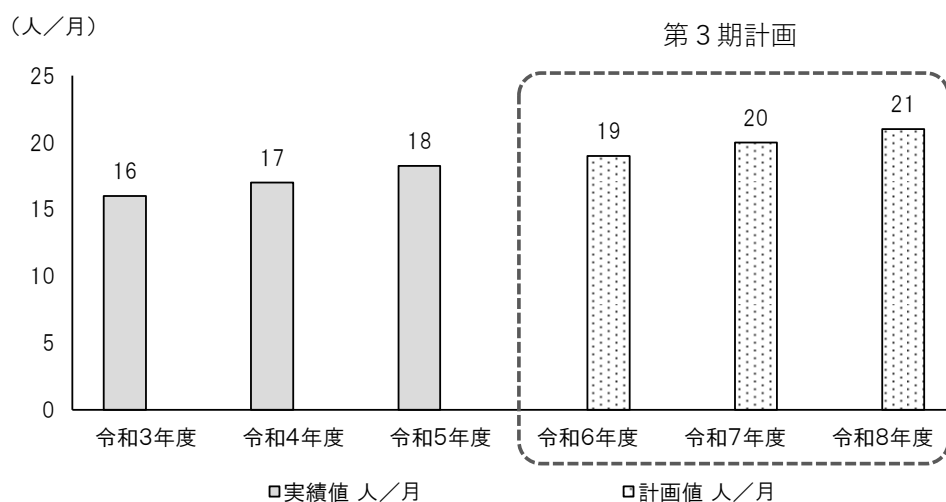
		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	人／年	16	17	18	19	20	21

〈障害児相談支援〉

第2期計画では、本計画では支給決定者数 100%を継続（セルフプランを含む）するよう設定します。

これまでの利用状況を勘案して1月あたりの利用者数を見込んでいます。

◆実績及び計画値



※令和5年度分は7月までの実績から見込み



第6章

計画の推進方策と体制

1. 障害福祉サービス等利用支援体制の整備

(1) 総合的な情報提供体制の確立

近年、障害福祉における制度改正が目まぐるしく変化する中で、サービスを必要としている障がいのある人や児童に適正にサービスの提供ができるよう、障害福祉関連の情報が最も多く集まる民生課が中心となって、町の広報やホームページ・パンフレット等を活用したサービス内容の周知を行います。また、新規に手帳を取得された方だけではなく、その家族や諸サービスの更新等に来庁された方に対し、必要なサービスの申請手続きが容易にできるよう、庁内関係各課やサービス提供事業所への連絡調整等を十分に行います。

(2) 国・県・近隣市町との連携

本町単独では対応が困難な事業や、圏域での実施が好ましい事業等について、国・県の事業や施設の利用、近隣市町との協働及び自立支援協議会を活用することにより、関係機関との連携を図り、より効果的な事業展開やきめ細かなサービスの提供に努めます。

(3) 相談支援体制の充実

サービスを適正に利用できるよう障がいのある人やその家族から、障がいのある人の心身状況やサービス利用の意向、家族の状況等の聞き取りを行い、関係機関との連絡調整や制度利用支援等を、民生課や西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわが中心にサポートします。近年、相談者の増加とともに、相談内容の複雑化・多様化が進んでいるため、相談支援体制の充実を図り、相談支援機能を強化するため、基幹相談支援センターにしむろが中心となって相談支援の質の向上や担当職員のスキルアップに努めます。

(4) 早期・総合的支援体制の確立

障がいのある人のライフステージごとに、発達の支援が必要な児童への支援サービス事業所や保育園・学校等の教育機関・作業所等の障害福祉サービスや企業・介護保険等、支援する制度や主体が異なります。そのため、ライフステージが変化する時期にうまく支援体制を確立できず、必要とする支援につながらない場合があります。その解消のため、各支援主体が相互に連携を図り、情報の交換や支援方法の検討を行うことで、早期支援体制の確立や一人ひとりに寄り添った総合的な支援体制の確立を目指します。

2. 計画の推進体制の整備

(1) 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、国・県の動向や障害者計画等の関連計画、今後策定される計画との整合性を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適正な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

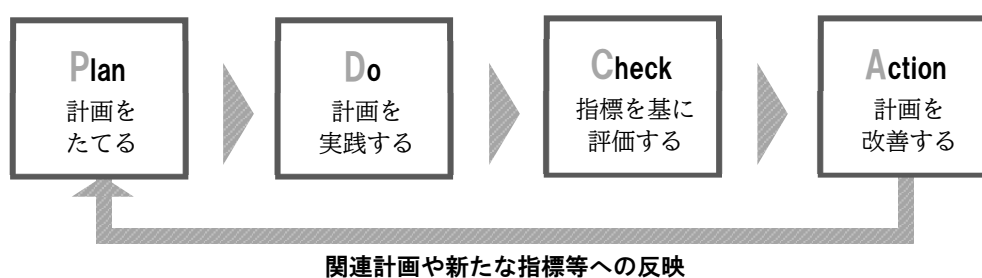
(2) 専門的人材の育成

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、一人ひとりの多様化するニーズに対応できるよう、障害福祉サービス等を担当する専門職員の育成や資質の向上に努め、自立支援協議会を通して相談支援専門員や職員等への専門的な研修会の開催を行います。

(3) PDCAサイクルによる計画の点検及び評価

本計画は、障がいのある人や児童が必要とする障害福祉サービス等の提供を確保すべく、関係者と連携をとりながら、掲げた目標等の達成に向けて、各種取組の進捗状況を確認しながら推進する必要があります。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画を変更すること（PDCAサイクル）とされており、児童福祉法においても、同様に規定されています。



資料編

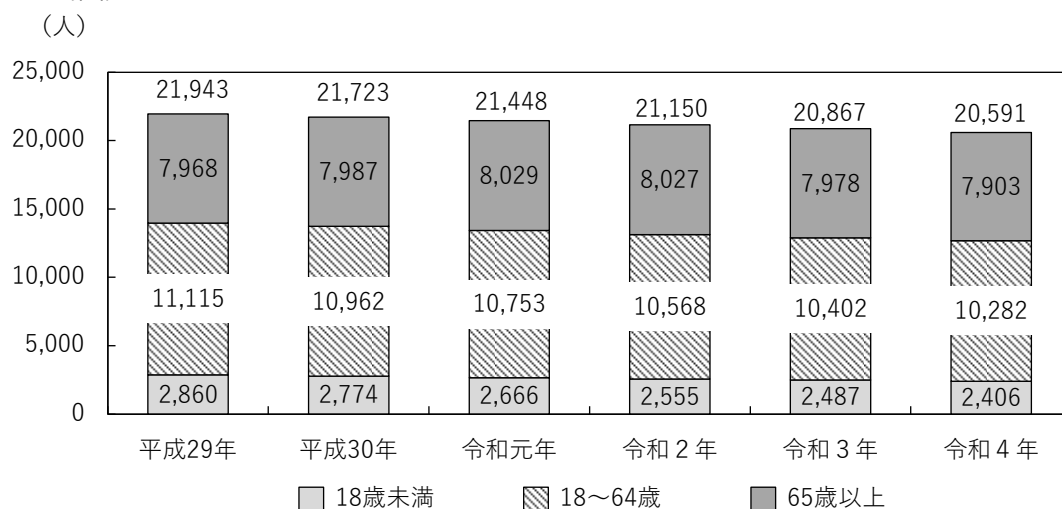
1. 人口・世帯数

○総人口は年々減少傾向となっており、令和4年では20,591人、65歳以上の割合は38.4%となっています。

○年齢区分別にみると、「18歳未満」「18～64歳」は減少しているのに対し、「65歳以上」の高齢者人口は令和元年まで増加傾向で推移し、以降、減少に転じています。

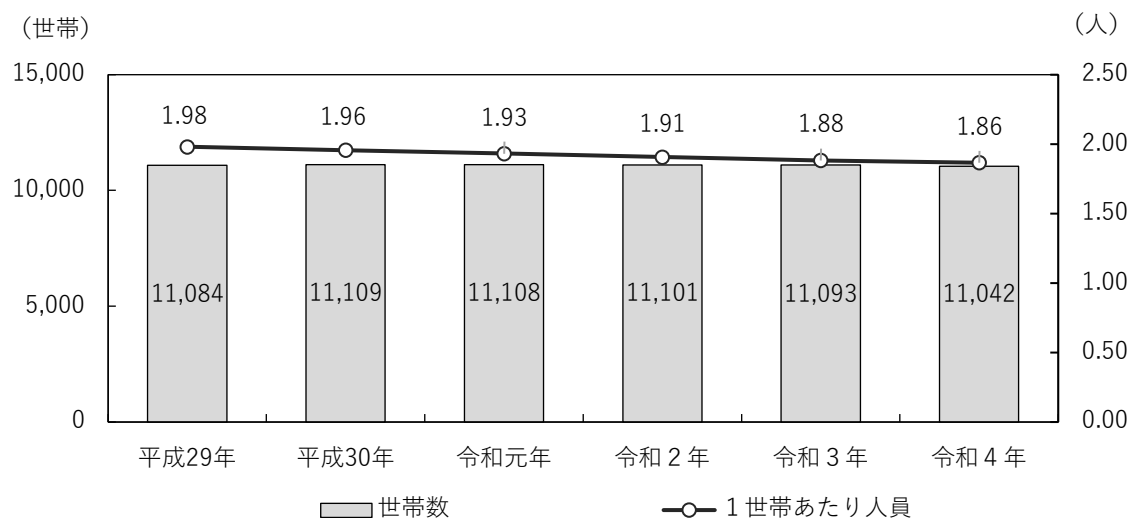
○世帯数をみると、11,000世帯程度で推移しており、平成30年以降は減少傾向で推移しています。また、1世帯あたり人員は、平成29年以降、一貫して減少傾向で推移しており、1世帯あたり人員が2人を下回るなど、核家族化が進行していることがうかがえます。

◆人口の推移



資料：住民保健課住民係調べ

◆世帯の推移



資料：住民保健課住民係調べ

2. 障がいのある人の状況

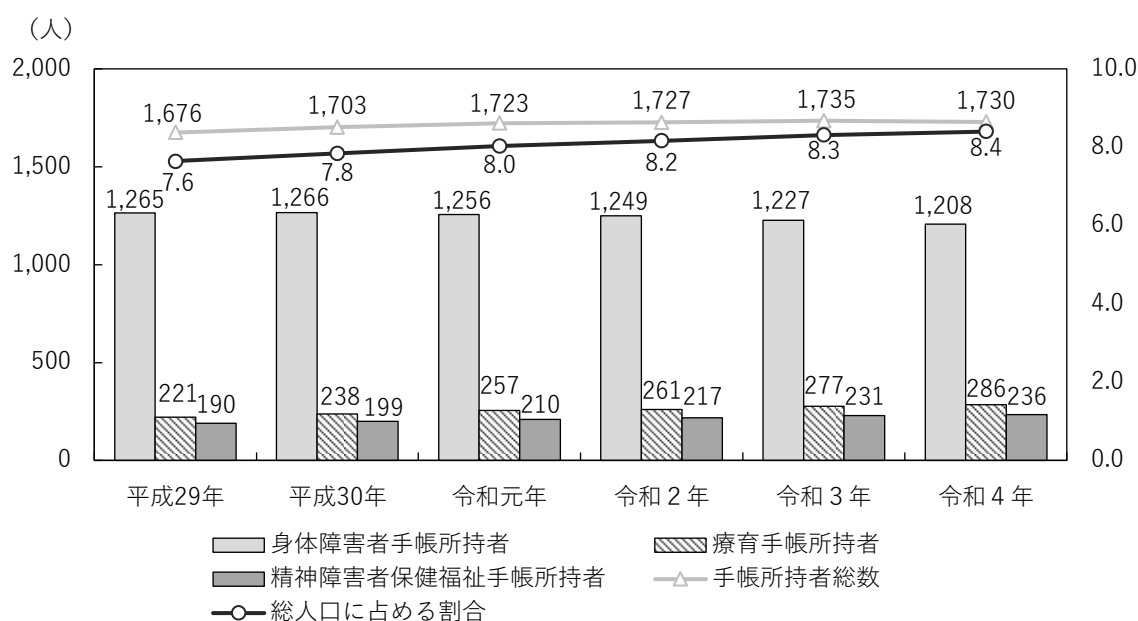
(1) 手帳所持者数の推移

○障がいのある人の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の所持者（重複含む。））は、平成29年から令和3年まで増加し、令和4年に減少に転じ1,730人となっています。

○令和4年の障害者手帳種別では、「身体障害者手帳所持者」は1,208人となっており、平成30年以降は減少傾向で推移する一方、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」は、平成29年以降、増加傾向で推移しており、それぞれ286人、236人となっています。

○人口の減少に伴い、人口に占める手帳所持者数の割合は年々増加傾向にあり、令和4年には8.4%となっています。

◆手帳所持者の推移



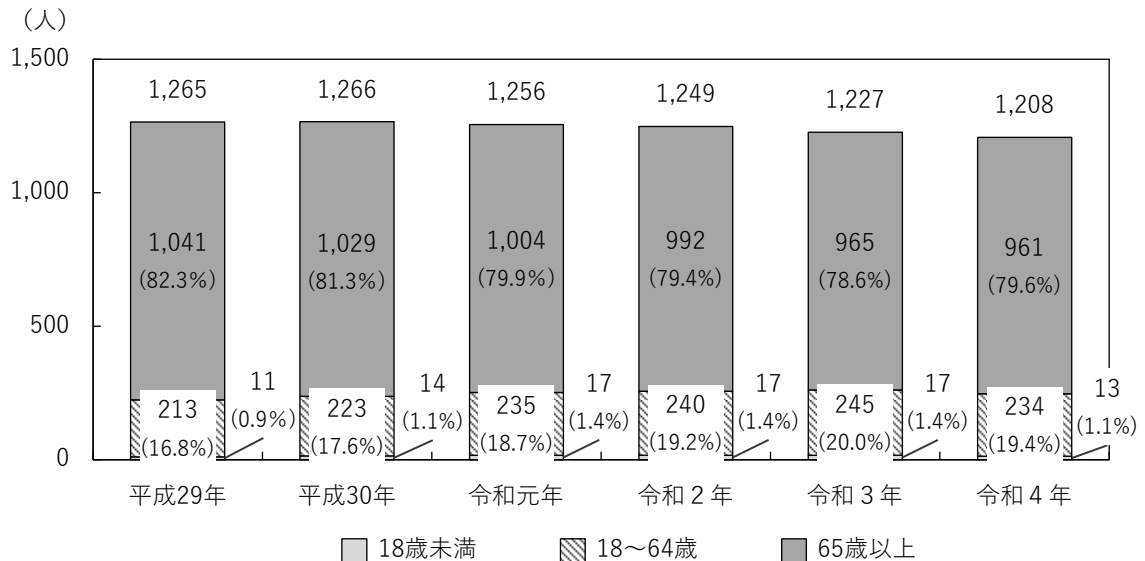
資料：民生課福祉係調べ

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

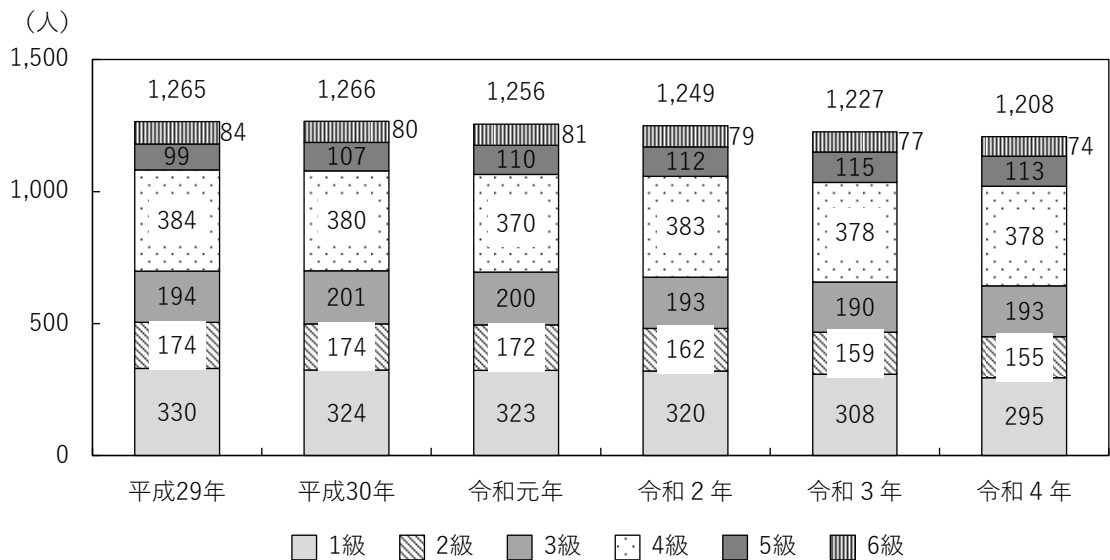
○身体障害者手帳所持者数を年齢区分別にみると、「65歳以上」が多くなっています。

○等級別にみると、「重度（1級・2級）」が概ね減少傾向で推移しており、「中度（3級・4級）」と「軽度（5級・6級）」も同様に増減がみられるものの、減少傾向で推移しています。

◆身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）

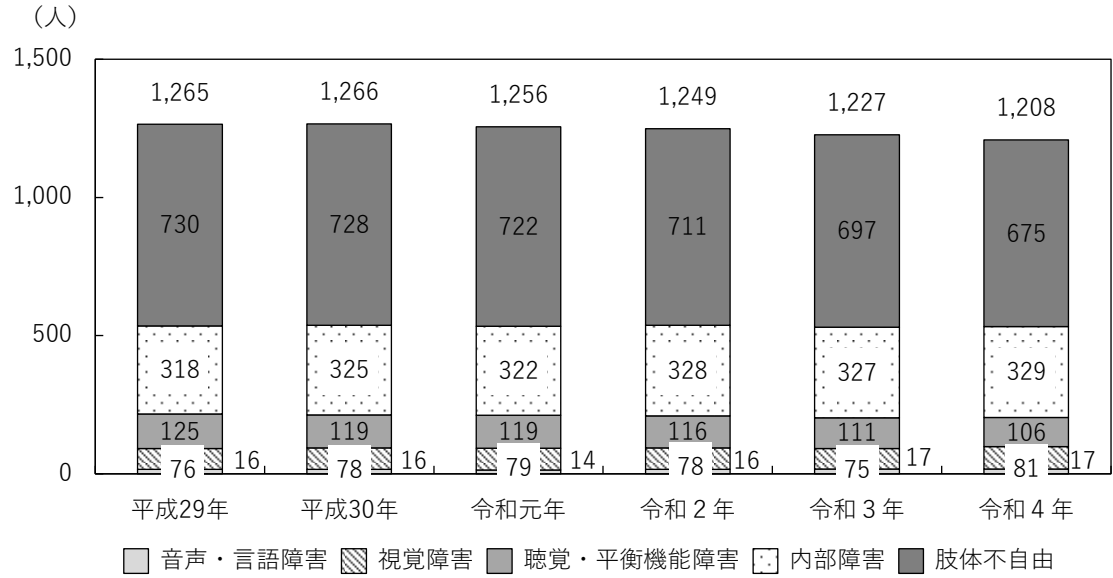


◆身体障害者手帳所持者の推移（等級別）



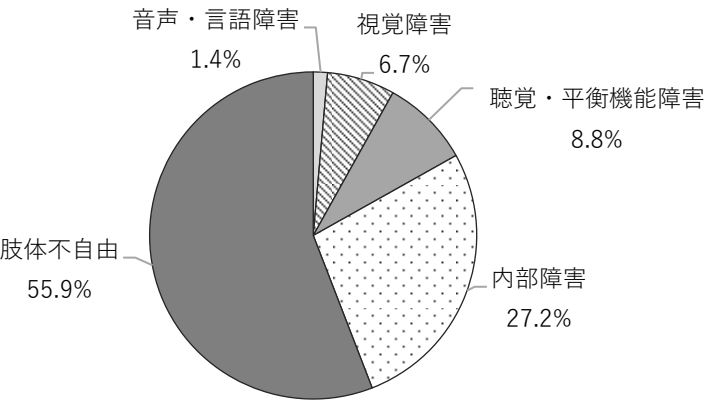
○障害の部位別にみると、いずれの年も「肢体不自由」が多くなっており、令和4年では55.9%を占めています。

◆身体障害者手帳所持者の推移（部位別）



資料：民生課福祉係調べ

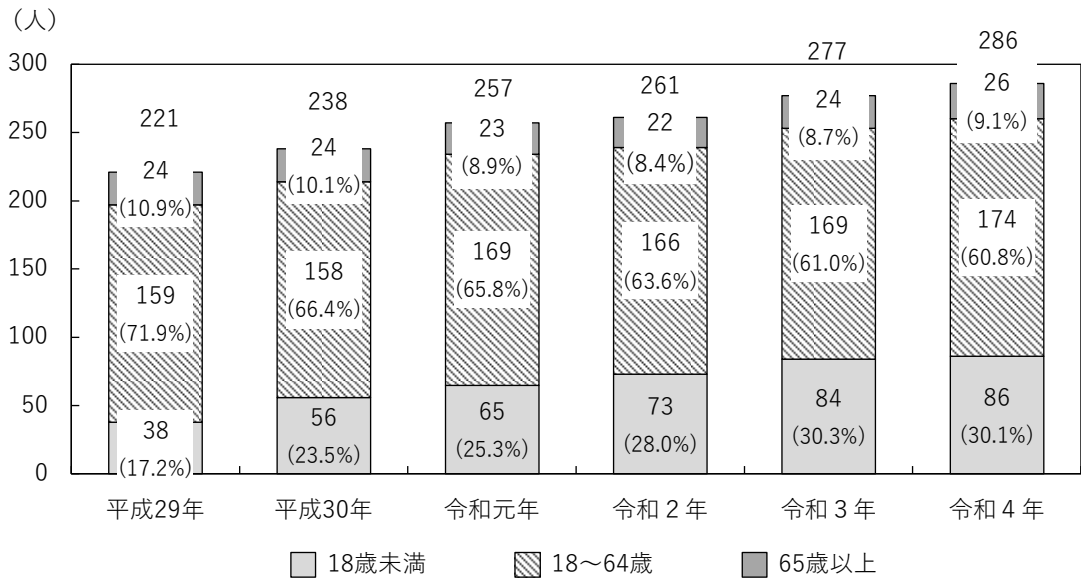
【障害の部位別（令和4年）】



(3) 療育手帳所持者の状況

○療育手帳所持者数を年齢区分別にみると、「18歳未満」「18～64歳」は増加傾向で推移しており、特に「18～64歳」が多くを占めています。

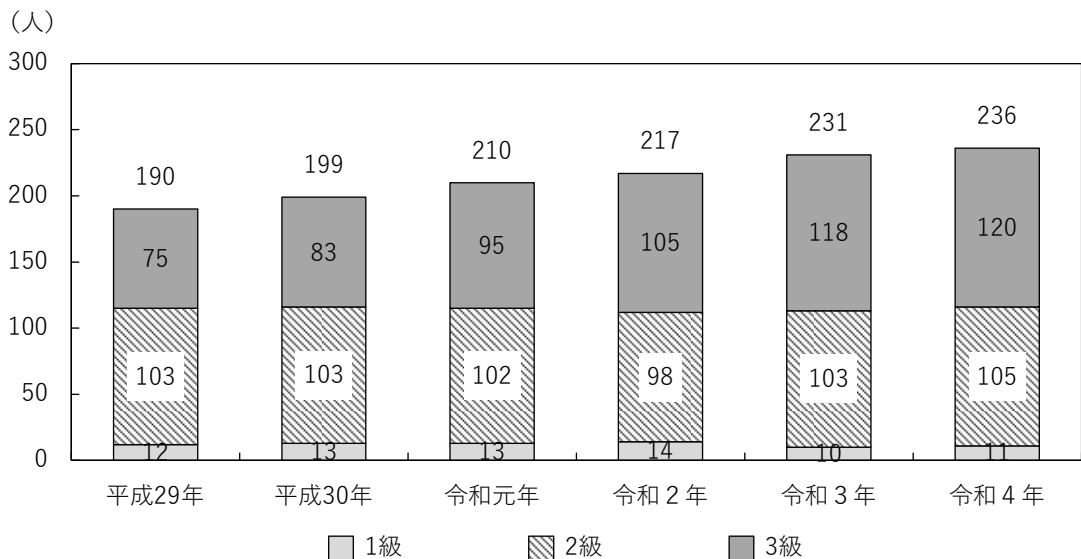
◆療育手帳所持者の推移（年齢別）



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

○精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、「3級」の手帳所持者数が増加しており、令和4年では120人となっています。「1級」「2級」については増減を繰り返しながら推移しています。

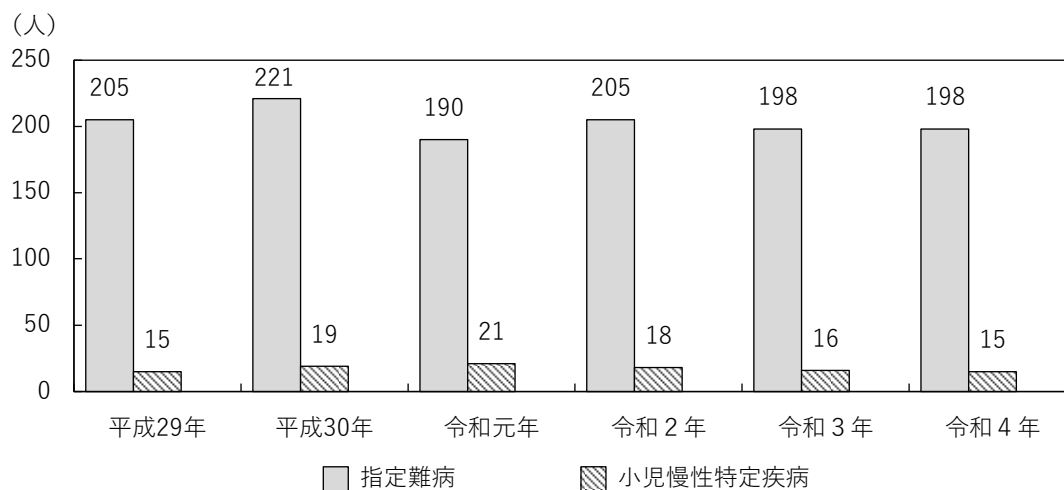
◆精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）



(5) 難病患者などの状況

○医療費の助成対象となる指定難病及び小児慢性特定疾病の登録者数をみると、増減を繰り返しながら推移しています。

◆難病患者などの推移

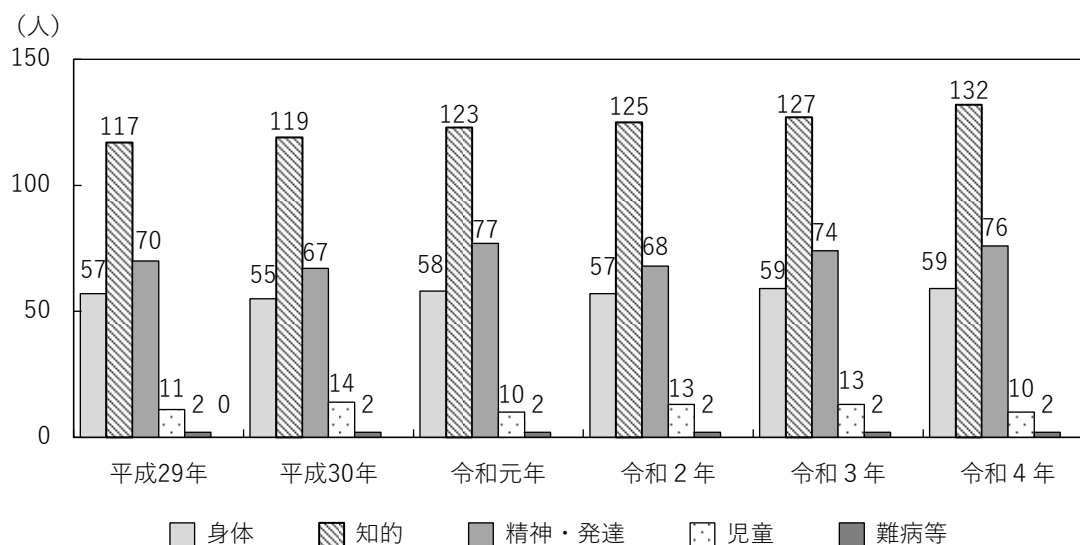


資料：県、西牟婁振興局調べ

(6) 障害福祉サービス支給決定者の状況

○障害福祉サービス支給決定者を障害種別にみると、増減を繰り返しながら推移していますが、知的障がいのある人については増加傾向で推移しています。

◆障害福祉サービス支給決定者の推移

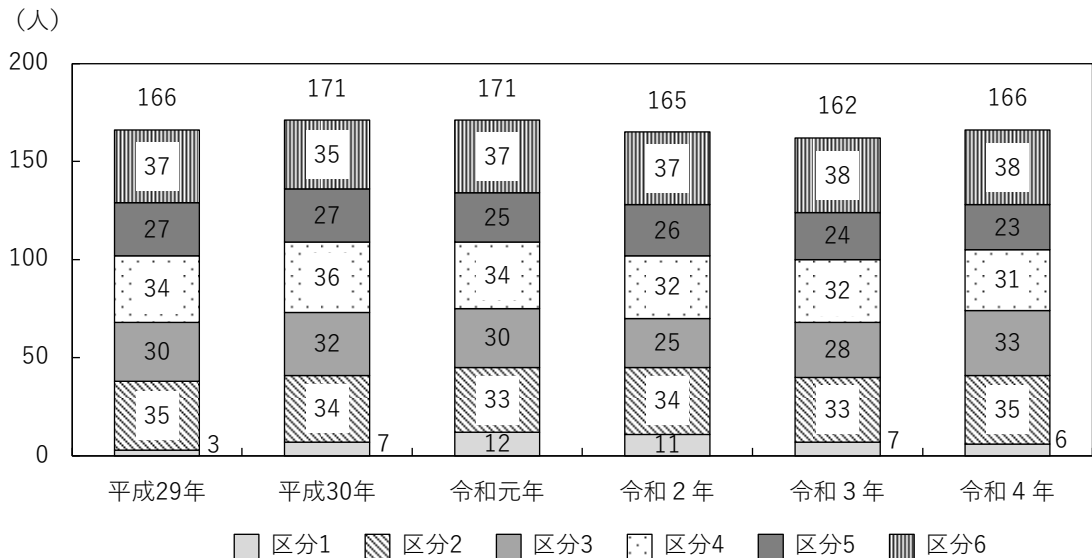


資料：民生課福祉係調べ

(7) 障害支援区分の状況

○障害支援区分の状況をみると、平成29年以降、170人前後で推移しています。

◆障害支援区分別の推移

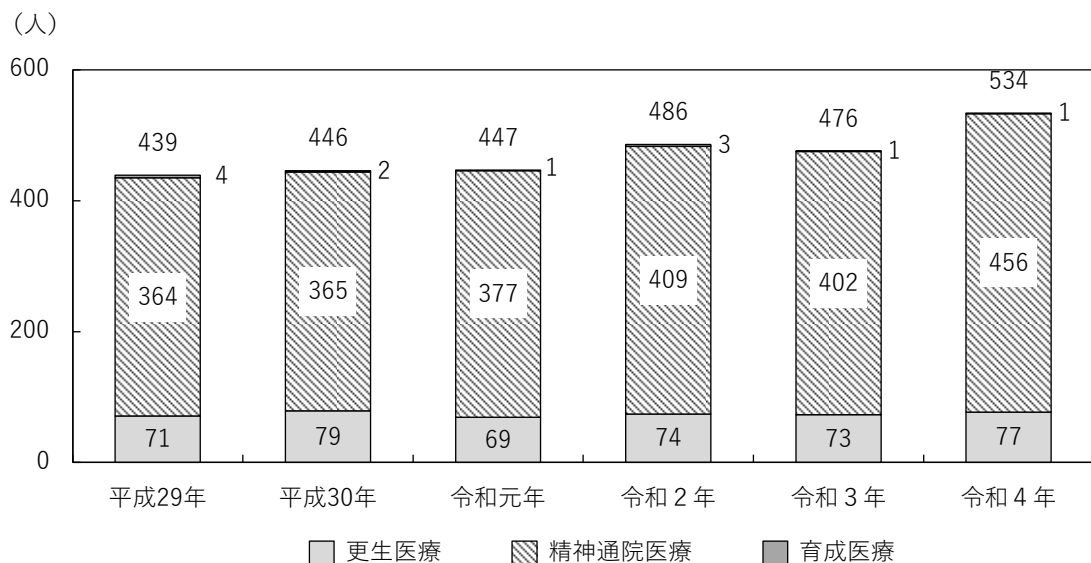


資料：民生課福祉係調べ

(8) 自立支援医療の状況

○自立支援医療の受給者数の推移をみると、「精神通院医療」の増加が顕著となっています。

◆自立支援医療の受給者数の推移

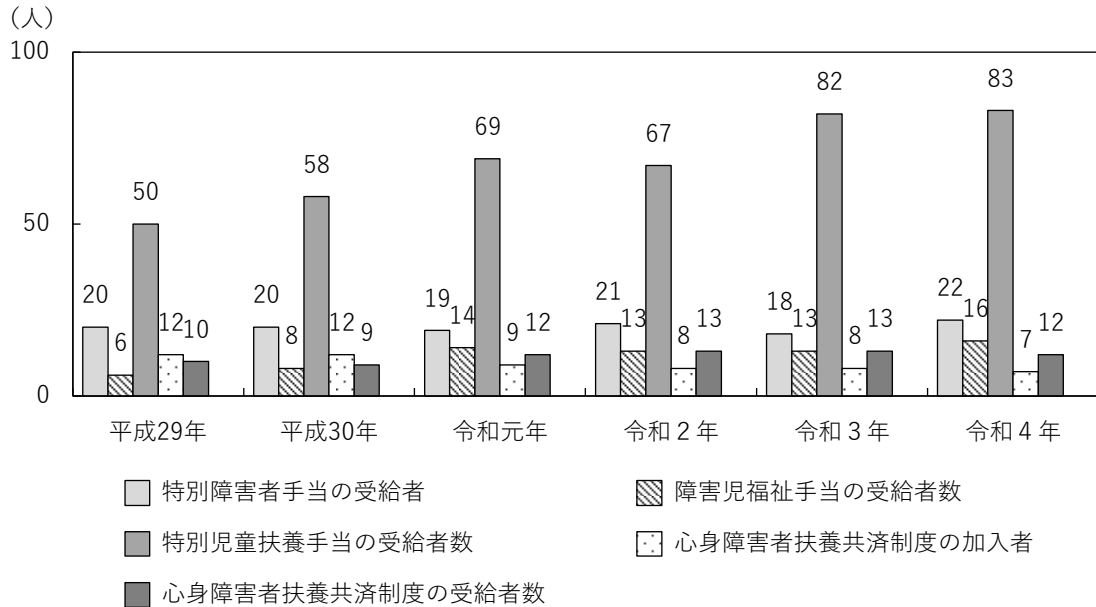


資料：民生課福祉係調べ

(9) 手当・扶養共済制度の状況

○障害に関する手当や扶養共済制度の受給者数等をみると、増減を繰り返しながら推移していますが、「特別児童扶養手当の受給者数」の増加が顕著となっています。

◆経済的支援受給者数の推移

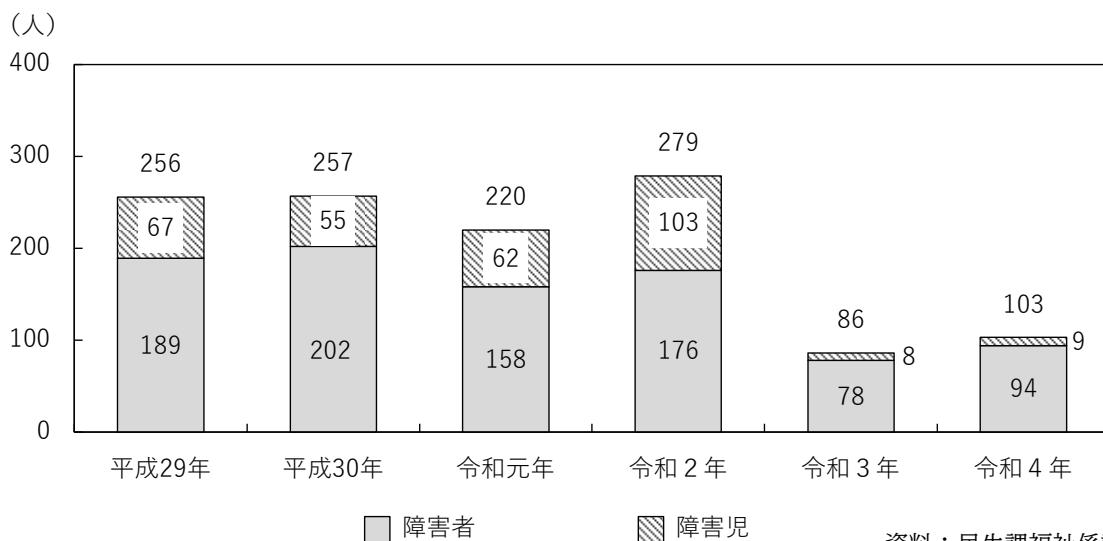


資料：民生課福祉係調べ

(10) 相談利用人数の状況

○相談利用者数の推移をみると、令和2年後までは委託相談と計画相談支援の利用人数を計上していましたが、令和3年度からは相談支援事業が圏域化され、委託相談のみの利用人数を計上する形に変更となったことから減少しています。

◆相談利用人数の推移



資料：民生課福祉係調べ

3. 教育・保育の環境

(1) 障害児保育等の実施状況の推移

○保育園、認定こども園、幼稚園における障がいのある児童の在籍者数をみると、令和4年に保育園で大きく増加、幼稚園で微増していますが、令和5年は減少しています。

○加配職員は、児童数の推移を踏まえて配置されています。

◆児童数の推移

(人)

		令和3年	令和4年	令和5年
保育園	障がいのある児童数	29	42	36
	加配職員数	13.2	14.9	7.4
認定こども園	障がいのある児童数	0	0	0
	加配職員数	0.0	0.0	0.0
幼稚園	障がいのある児童数	3	4	1
	加配職員数	0.0	0.0	0.0
計	障がいのある児童数	32	46	37
	加配職員数	13.2	14.9	7.4

※各年4月1日現在

資料：民生課幼児対策室調べ

(2) 特別支援学級（小学校）の在籍者数

○小学校の特別支援学級の在籍者数をみると、増減がみられるものの、増加傾向で推移しています。

◆在籍者数の推移

		令和3年	令和4年	令和5年
知的障害	学級数(学級)	8	8	8
	児童数(人)	21	22	22
情緒・自閉・障害	学級数(学級)	6	7	7
	児童数(人)	24	22	25
身体障害	学級数(学級)	0	0	1
	児童数(人)	0	0	1
通級	児童数(人)	26	28	41

※各年4月1日現在

資料：教育委員会調べ

(3) 特別支援学級（中学校）の在籍者数

○中学校の特別支援学級の在籍者数をみると、それぞれ知的障害、身体障害は減少傾向、自閉・情緒障害では増減がみられるものの令和5年には増加しています。

◆在籍者数の推移

		令和3年	令和4年	令和5年
知的障害	学級数(学級)	3	3	1
	児童数(人)	10	4	4
自閉・情緒障害	学級数(学級)	2	2	2
	児童数(人)	4	3	8
身体障害	学級数(学級)	1	0	0
	児童数(人)	1	0	0
通級	児童数(人)	0	0	0

※各年4月1日現在

資料：教育委員会調べ

(4) 特別支援学校の在籍者数

○特別支援学校の在籍者数をみると、小学部、中学部では増加傾向で推移しています。高等部では、令和3年から令和4年に減少し、その後は横ばいとなっています。

◆在籍者数の推移

(人)

	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	9	13	14
中学部	11	11	12
高等部	26	22	22
計	46	46	48

※各年4月1日現在

資料：教育委員会調べ

(5) 学童保育の利用者数

○学童保育における障がいのある児童の数をみると、増減がみられるものの、増加傾向で推移しています。

◆利用者数の推移

(人)

	令和3年	令和4年	令和5年
総数	316	306	320
知的障害	6	5	5
自閉・情緒障害	3	2	4
身体障害	0	0	0
通級	7	7	16

※各年4月1日現在

資料：教育委員会調べ

※総数は学童保育の利用者の総数であり、障害種別の人数の合計は一致しない

4. 町内の障害福祉サービス事業所の状況

※令和6年3月時点（順不同）

事業所名	提供しているサービス	法人名称・社名称
日置川みどり園	施設入所支援・生活介護	(社)紀伊の郷
ホームほのか	共同生活援助	
あんじゅ	計画相談	
白浜コスモスの郷	生活介護・就労継続支援 B 型 計画相談	(社)白浜コスモス福祉会
コスモスホーム	共同生活援助	
白浜駅前コミュニティープラザ	地域活動支援センター	
いきいき作業所	生活介護・就労継続支援 B 型	(社)ふたば福祉会
田辺・西牟婁障害児者相談センター り〜ふ	巡回支援専門員整備事業 (地域障害児支援体制強化事業)	
ほわいとホーム	共同生活援助	(社)やおき福祉会
か〜む	就労継続支援 B 型	
紀南障害者地域生活支援センター	自発的活動支援事業 (デイサロンぼらんち)	
ぱれっと	児童発達支援・放課後等デイサービス	(社)和歌山県福祉事業団
プランコート	就労継続支援 A 型・共同生活援助	
ことは	放課後等デイサービス	NPO 法人ころん
菜の花	計画相談支援・障害児相談支援	
きらり作業所	就労継続支援 B 型	(株)きらり福祉会
ラポール	計画相談支援・障害児相談支援	
ドルフィン白浜自立支援センター	就労継続支援 A 型	一般社団法人 未来の扉
ミライノトビラ	就労継続支援 B 型	
チャレンジド白浜	就労継続支援 A 型・就労定着支援	株式会社 チャレンジド白浜
キミトミライ	就労継続支援 B 型	(株)竹千代
翔べ！輝け！君と未来！	計画相談支援・障害児相談支援	
ハピラブ	就労継続支援 B 型	一般社団法人み・ゆーじ
ほうかごルーミー	放課後等デイサービス	合同会社ツースリーエイト
森音-MORION-	計画相談支援・障害児相談支援	合同会社希望のかけはし
白浜町社会福祉協議会訪問介護 事業所	居宅介護・同行援護	(社)白浜町社会福祉協議会
ニチケアセンター白浜	居宅介護・重度訪問介護	(株)ニチ学館
ケアセンターしおん	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	NPO 法人かぐや姫
Get 訪問介護	居宅介護・重度訪問介護	株式会社 GET
さくらホームヘルプサービス白浜	居宅介護・同行援護	(有)エス・オー・イー

5. 白浜町福祉計画作成委員会要綱

○白浜町福祉計画作成委員会要綱

平成18年8月9日

要綱第112号

改正 平成23年5月27日要綱第20号

令和4年3月1日要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白浜町附属機関設置条例（令和4年白浜町条例13号）別表第2の規定に基づき設置する白浜町福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、同条例第3条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(所掌業務)

第2条 委員会の所掌業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 白浜町地域福祉計画作成に関する事。
- (2) 白浜町障害者計画作成に関する事。
- (3) 白浜町障害福祉計画作成に関する事。
- (4) その他福祉計画作成に必要な事項に関する事。

2 委員会は、協議した結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療、保健又は福祉団体等関係者
- (2) 医療、保健又は福祉施設等関係者
- (3) その他計画作成に町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、第2条の所掌事項の調査及び審議のために必要があるときは、委員会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、民生課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年5月27日要綱第20号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月1日要綱第15号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の白浜町福祉計画作成委員会設置要綱の規定により委嘱されている委員は、この要綱の規定により委嘱された委員とみなす。

6. 白浜町福祉計画作成委員会名簿

(敬称略順不同)

	氏名	所属	備考
1	うちかわ かずし 内川 一志	(福)紀伊の郷	
2	おがわ まみ 小川 麻美	NPO法人ころん	
3	おじ よしのぶ 尾子 喜延	西牟婁振興局健康福祉部	
4	かきうち ひとみ 垣内 瞳	(福)和歌山県福祉事業団	
5	たまき かずよ 玉置 一代	(株)チャレンジド白浜	
6	はしもと あきひこ 橋本 明彦	(福)白浜コスモス福祉会	委員長
7	はなむら あつし 花村 篤司	(同)志成	
8	まつもと たかし 松本 隆志	(福)白浜町社会福祉協議会	副委員長
9	やなせ としお 柳瀬 敏夫	(福)やおき福祉会	
10	やまもと みねよ 山本 峰代	(福)ふたば福祉会	

7. 策定経過

年月日	項目	主な内容
令和5年7月	白浜町サービス等事業 所調査実施 事業所ヒアリング実施	
令和5年7月31日	白浜町福祉計画作成委員 委嘱状交付式及び第 1回白浜町障害福祉計 画・障害児福祉計画作 成委員会	1. 白浜町福祉計画作成委員委嘱状交付式 2. 委員長、副委員長等の選任 3. 計画の概要及び構成案について 4. 事業所ヒアリングについて 5. 今後のスケジュールについて
令和5年10月2日	第2回白浜町障害福祉 計画・障害児福祉計画作 成委員会	1. 事業所ヒアリング結果について 2. 現行計画評価について 3. 計画の骨子案について
令和5年11月29日	第3回白浜町障害福祉 計画・障害児福祉計画作 成委員会	1. 計画の骨子案について 2. 成果目標及び活動指標について 3. 確保策の考え方について
令和6年1月30日	第4回白浜町障害福祉 計画・障害児福祉計画作 成委員会	1. 計画の最終案について 2. 今後の予定について



白浜町

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

令和6年3月発行

発行 和歌山県白浜町

編集 白浜町役場 民生課

〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地